

複数の「嵐山事件」 ——「愛楽園」開園前の沖縄におけるハンセン病問題の一位相——

On the Pluralistic Aspects of the Affair of Arashiyama
: Social Realities of Hansen's disease in 1930's Okinawa.

中 村 文 哉
Bun'ya NAKAMURA

はじめに

本稿¹⁾の主題は、1931年(昭和6)から1932年(昭和7)7月にかけて、名護町、羽地村、今帰仁村の旧3町村を巻き込んで起きた「嵐山事件」の複数性を捉えることにある。

まず、この事件が発生した嵐山の地理的位置を確認しておこう。現在の嵐山にはパイン畑や茶畑が広がり、羽地内海をみおろす嵐山展望台からは、モクマオウ林越しに愛楽園のある屋我地島がワルミ海峡の対岸に浮かび、その向こうに古宇利島、伊江島、そして遙か彼方に伊平屋列島が望まれる風光明媚な場である。この嵐山の地理的特性は、青木の次の表現のなかに示されている。

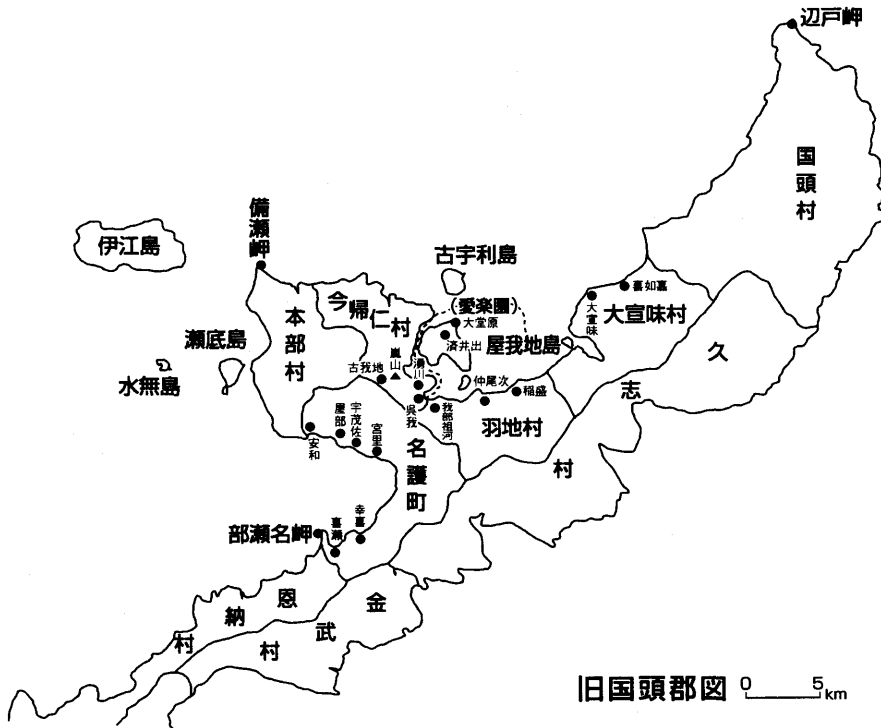
「この山は羽地(はねじ)村、今帰仁(なきじん)村および名護町の分水嶺をなし、ここ〔これらの地域〕に落ちる水は東は羽地村の古我知川、呉我川を流れて羽地湾にそそぎ、西は名護の白銀橋を経て屋部川に、北は今帰仁村の大井川(うふんじゃー、もしくはおおいがわという)に流れこんでいる」(青木,1972:203)。

嵐山は、裾野に広がる周囲のシマジマの水源をなす。それゆえ、〈ハンセン病は伝染病である〉という時代制約的な当時のハンセン病観からすると、嵐山の地理的位置は、水路を媒介に、裾野に広がるシマジマへ〈病菌〉を撒き散らす危険性を孕むということになる。『羽地村誌』に掲載された「特輯第六 嵐山騒動の顛末」は、この事件に

関する重要な資料の1つであるが、そのなかで、嵐山でのハンセン病療養所建設の反対理由として第一に指摘されたのも、この地理的位置の問題である。他方、この地は人里離れ、人家が少なく、ハンセン病患者の隔離のみを目的に保養院を構築する上では適地ではあると沖縄縣は判断したのかもしれない。

沖縄縣は、この地に薬草園を造ると偽わり、ハンセン病の「保養院」建設を極秘裏に進めた(『今帰仁村史』,1975:427)。嵐山の建設予定地²⁾は、読谷山・比嘉某氏の所有地であり、それを沖縄縣が「ひそかに買収」した(『羽地村誌』,1962:376)。同氏は、この地で「薄荷の栽培製造をしていた」ことから、沖縄縣は同地に「薬草園をつくるのだ」と宣伝した(青木,1972:203)という。その地理的位置、および沖縄縣による地元住民の合意なしでの建設強行が、「嵐山事件」の端緒となった。簡潔にいうと、「嵐山事件」とは、下記の引用に示される事件である。

「『嵐山事件』とは、県当局が羽地村の嵐山に進めていた、療養所の建設をめぐる地域住民の大きかりな反対運動である。羽地村民は療養所設置反対同盟を結成し、『大宜味村改革新運動』とも連帯しつつ、隣接の名護・今帰仁の両町住民をも組織に組み込んで、県当局の弾圧に徹底的に抵抗した。そのため、村政は吏員の総辞職、職務官掌村長の派遣、村民の納税不納同盟、学童の同盟休校などで混乱した。結局、



同盟員百余人が検挙されて、うち十五人が起訴され、県当局も嵐山を見限ったことで事件は終わった」（『名護市史・資料編3 戦前新聞集成2』:189）。

この引用にあるとおり、「嵐山事件」は「療養所の建設をめぐる地域住民の大きな反対運動」である。この点だけを踏まえると、この事件は、ハンセン病への偏見に基づく差別・排除に関わる出来事ということになる。しかし、「嵐山事件」には、こうした位相のみに回収されうるといえるのだろうか。本稿は、その多様な位相を引き出し、「嵐山事件」のもつ複数性を示すことで、当時の沖縄本島のハンセン病問題の、ひいては当時の沖縄社会の、現実を照射したい。以下、1節では、沖縄県が嵐山にハンセン病療養所を構築しようとした経緯を簡潔に示す。2節では、当時の新聞記事を中心に、「嵐山事件」の経過と結末を追う。3節では、「嵐山事件」と「大宜味村改革新運動」の関連、同事件と後の『沖縄タイムス』

初代の社主となった上地一史の関与、青木恵哉のスタンスなどから、同事件の複数性を照射する。4節では「嵐山事件」の対立の構図とその背景にあるものを考察する。

註

- (1) 本稿は、2006年10月28日に立命館大学で開催された「第79回日本社会学会大会」の自由報告[部会名「ハンセン病」]での発表原稿に加筆・修正を加えたものである。なお、本稿は、日本学術振興会の科学研究費補助金(課題名「戦前期沖縄におけるハンセン病問題と『生活世界としての療養所』に関する実証的・理論的研究」、課題番号17530382)による研究成果の一部である。本稿では固有名詞・引用文に限り、「癩」「らい」「レプラ」等の表記を使用する。この点は、予めご諒解頂きたい。郷土誌・新聞集成・その他の記録からの引用文中には誤字・脱字等が散見されるが、修正せずにそのまま示した。但し、「沖縄県議会

議事録」からの引用のみ、片仮名表記を平仮名表記にした。引用文中、文脈上、補語が必要と判断された場合には「」で表記した。新聞記事については、小見出し、段替えなどを空白で示し、読者への便宜を図った。引用文の下線は筆者によるものである。

- (2) 『羽地村誌』によると、この地所について、次のように記載している。「嵐山数十町歩の山地は明治二十七、八年頃奈良原知事時代に杣山事件として問題になった所で山地開発を名目にして利権漁りをし、またしようとするに対して志氏謝花昇が一身を犠牲にしてこれに反対した歴史的場所の一部である」(『羽地村誌』,1962:376)。この地所の所有は比嘉某氏の手に移り、それを沖縄縣が買収した。なお、上地一史は、後に示すように、同地所のこうした経緯を批判的に捉えた。

2. 「嵐山事件」に至るまでの時代背景

沖縄縣は、如何なる理由で嵐山にハンセン病療養所を構築しようとしたのだろうか。その詳細の解明は今後の課題ではあるが、本節では「嵐山事件」が起きるまでの沖縄のハンセン病をめぐる社会的現実について、簡潔にみておこう。

2-1. 「第五区九州療養所」への患者移送とその顛末

「嵐山事件」は、突如としておきた出来事ではない。この事件の背景には、当時の沖縄社会におけるハンセン病医療行政の難航という事態が横たわっている。

1907年(明治40)の「らい予防法」公布を享け、沖縄縣知事・奈良原繁は内務大臣・原敬から同県でのハンセン病療養所設置の要請を請けた。これを享け、奈良原の後任の沖縄縣知事・日比重明は、縣議會での決議を受け、那覇市天久樋川を療養所建設の候補地として選定し、これを内務省に上申、認可された。しかし、1909年(明治42)12月2日、沖縄縣議會は、療養所の建設は那覇市の発展を阻害するとして、この計画を白紙撤回した。そのた

め、1910年(明治43)1月25日に、日比知事はこの件を内務省に上申。同年3月12日に、内務省は「内務省令第1号」により、沖縄縣が負担金を払うことで、沖縄のハンセン病患者を「第五区九州療養所」(現「菊池恵楓園」)に移送する代替措置を講じた。爾来、縣は多額の負担金を縣費で賄ったが、1927年(昭和4)4月1日、沖縄縣知事・細川良平は「省令変更措置」をとり、沖縄縣は「第五区九州療養所」から分離し、沖縄縣内での療養所設置に方針転換した。というのも、この間の移送患者は僅か45名であり、多額の縣費を無駄にしていたからである。

2-2. 名護町における保養院候補地の変遷

この方針転換を受け、1927年(昭和2)11月、名護町長・比嘉清栄は、「桜井衛生課長の勧言によって」(比嘉宇太郎,1958:262)沖縄縣に保養院の誘致を申請した。1927年11月6日付の『大阪朝日新聞(鹿児島・沖縄版)』には、「療養支所の設置を名護町から県へ陳情す」と題する下記の記事が掲載された。

「沖縄本島内で避寒避暑地の好適地として、また山紫水明の景勝地として知られてゐる国頭郡名護町では、今回熊本の九州癩養所より分離し新たに本県に同支所が設置されるのを聞きこみ、同町発展の基礎だといふ見地から右療養支所の設置方を県当局に申請して来た。県当局も同町将来のことを考慮し、こゝろよく同町の希望にそふやう取りはからう肚である＝那覇」(『名護市史・資料編3 戦前新聞集成2』:173)。

名護市の誘致をうけた後、沖縄縣は構築の準備に着手した。このことは、1928年(昭和3)12月27日に開催された「第36回通常沖縄縣議會」での(歳出經常部第八款「衛生及病院費」に分類される)「沖縄保養院費」の予算案に関する奥間清盛議員の質疑に対する桜井地方技師の答弁のなかに示される。

複数の「嵐山事件」

「……一郡一ヶ所と致しますと、中々是亦場所の選定にも困難し亦患者の収容に対しても非常に困難を感ずることありますから希望町村から向ふ五ヶ年間に設置して行かう 尚費用の範囲は現在沖縄縣が九州療養所に負担して居る負担額を余り超過せない程度所謂其内外に於てやうて行かうと云ふことが根本になって居ます……希望の村と云ふのは結局患者の多い村から先ず希望をさせる意味であります、而して向ふ五ヶ年間に於いて療養所の個所を七ヶ所、而して全収容員二百七十名、而して五ヶ年の間に於てに於きまして歳出総計約經常費で縣負担が六千円から七千円と云ふ見当を立て、計画を進めて居ります、本年度出来るのは先般の参事会に於きまして追加更正して頂きましたので既に六十名収容致します所を二ヶ所造る計画になって居ります、既に宮古の平良町とそれから国頭の名護町に之を設置する申請書も出て居るやうな状態でありまして、宮古の方は既に土地の購入も済んで居ります、国頭の名護町に於ても其土地の決定を見やうと云ふやうな状態になって居ります」(『沖縄県議会史 第4巻 資料編1』,1984:93)。

療養所の建設に際して沖縄縣が構成したデザインが示されるこの答弁からは、名護町への根回し(名護町長への「勸言」)もうまくゆき、かなり樂觀的なトーンが響いてくる。しかし、事態は、それとは逆の展開になった。

名護市の誘致を受けた沖縄縣は、建設予定地の選定に着手した。土地の選定・取得の作業を、名護町ではなく沖縄縣が行なったのは、比嘉宇太郎によると、名護町が沖縄縣に誘致した際、「(名護)町内の患者だけを収容する条件」を付し、名護町での建設地の選定を沖縄縣に「一任」したからである(比嘉宇太郎,1958:262)。このことから、土地の購入に際して町民とのトラブルを回避しようとする名護町の意図を忖度することができる。しかし、実際には、沖縄縣による土地の選定は難航を極めた。

沖縄縣による土地選定に関する経過に関して

は、青木恵哉による記載がある(青木,1972)。それによると、1929年(昭和4)に「喜瀬案」が浮上し(青木,1972:175)、その頓挫後、1930年(昭和5)に「宇茂佐案」が浮上した(青木,1972:185)という継起になる。因みに、『沖縄救癩史』(上原編:1964:85)では両案とも年号が不明であり、記載順は「喜瀬案」から「宇茂佐案」へとなっているが、両案の因果関係の記載はない(上原編:1964:85)。愛楽園入園者自治会の50年史である『命ひたすら』では、両案とも1930年に立てられたとされている(『命ひたすら』,1989:49)。

しかし、比嘉宇太郎の記載によると(比嘉宇太郎,1958)、これらの継起は逆になる。1929年に所謂「喜瀬案」が浮上したことは1929年2月24日付で『大阪朝日新聞 附録九州朝日』に掲載された「**保養院設置に飽くまで反対**」と題する新聞記事(『名護市史・資料編3 戦前新聞集成2』:173-174)から確認できる¹¹⁾。しかし、1930年(昭和5)に「宇茂佐案」が浮上したことを示す資料は、管見の限り、みあたらない。以下では、年号に関する誤記はあるものの、この間の事情について詳細な記録を残した比嘉宇太郎の記載をベースにみてゆきたい。

比嘉宇太郎によると、最初の候補地は安和村西方部間であったという。だが、安和では地元からの合意が得られなかった。それは、1925年(大正14)に次の出来事があったからである。

「安和村では最初の試みとして、村外れに病棟を建て、区内の患者を隔離収容したが、同病相憐むで、四方の患者が群り集って安息所を作り、こゝを根拠に村の内外を遍巡するので却って逆効果を招いた。村方では伝染防遏策として一旦は隔離したもの、悪弊を伴うことによって、間もなく病棟を毀し、患者達を元通り生家に引渡してしまった」(比嘉宇太郎,1958:262)。

この出来事を周知していた本部村も、「隣接の故に雷同反対を表明した」(比嘉宇太郎,1958:262)。沖縄縣は、第2の候補地として、宮里大瀬原を物

色した。

「次いで当局は第二候補地として宮里大瀬原を物色したが、比所は公道に近接し、かつ景雅の勝地であるから、町としても容認し難いことで、宮里では県の強制執行を危惧する余り惶惶大瀬原一帯を囲んで、小公園を企画設計し、事前防禦線を張った」(比嘉宇太郎,1958:262)。

ここで示された宮里の海岸線の公道路沿いという地理的位置は『沖繩救癩史』に記載されている「宇茂佐案」の地理的位置に、「小公園」は「宇茂佐大公園」に、ほぼ重なる。『沖繩救癩史』をみてみよう。

「第2候補地の宇茂佐も候補地に上がっていると聞くや地元の人々は、名護から渡久地に通じる道路の即ち宇茂佐と宮里の境界辺りに、墓碑を絶てた。これを意味するものに二つの解釈がある。一つは『宇茂佐大公園指定地』と書くつもりで建てたという説と、こんな計画をする奴は何人でも、これこの通り血祭りにあげられるぞ、との脅迫の墓碑であったという。裏、表ともせき板を外したままの荒造りのコンクリートの碑文で、文字は何も書いていなかった。当局は第2案も遂に匙を投げた」(上原編1964:85)

上記2つの記載の重合から判断すると、沖繩のハンセン病史において語られてきた「宇茂佐案」は、比嘉宇太郎のいう「宮里大瀬原」を指すことになる。以上を踏まえ、比嘉宇太郎が記載した記録の信憑性は高いと判断するならば、青木の記載とは逆に、「宇茂佐案」が「喜瀬案」に先行することになる。

さて、「宇茂佐案」の頓挫により、沖繩県は、第3の候補地として、武志名岬伊武部原を選定した。因みに、沖繩のハンセン病史において語られてきた「喜瀬案」は、同地を指す。

同地で沖繩県は、建設を強行せんとした。そこで、喜瀬・幸喜・許田の3つのシマから成る「瀬

喜田三区民」は、「当時那覇市で発刊されていた時事評論『街頭』の編輯同人仲井間宗一^②、向井文忠等と相通じ」、1928年(昭和3)2月1日、「三共同盟を結成」し、「保養院設置反対の旗幟も高らかに、公開演舌会を大兼久倶楽部に開いて大いに氣勢を挙げ、全町の関心を煽った」(比嘉宇太郎,1958:262-263)。この比嘉宇太郎の記録に該当する新聞記事は、1929年(昭和4)2月24日付の『大阪朝日新聞(鹿児島・沖縄版)』に掲載された「**保養院設置に飽くまで反対 名護町区民**」と題する下記の記事である。なお、下記の記事の掲載日と比嘉宇太郎の記録では1年のずれがある。これは、おそらく比嘉の誤記によるものと推測される。

「**【那覇】** 国頭郡名護町近在に新設することになった保養院(癩患者収容)に関し、地元附近の字喜瀬ほか二ヶ字の住民は各字有志、町会議員、区長など/を歴訪し、実情を懇へ、収要所設置につき、便宜を計った町当局の処置を難じ、若し飽くまで決定どほり実現する暁は、字民挙って納税不納、土地不売同盟を組織し戦はんとし、更に町当局の公文書問題まで持ち出して争ふべく寄々協議中の模様で、その成行は痛く憂慮されてゐる」(『名護市史・資料編3 戦前新聞集成2』:173-174)。

さらに、宮城治平を盟主とする「三共同盟」は、1928年(昭和3)2月26日、「名護校に町主催の有志大会」を開催し、「三共各区の住民達が挙げて会場を埋め、偶々街頭社人も来援して同盟側を支援したので会場は一段と緊張味を漂わした」(比嘉宇太郎,1958:262)。比嘉宇太郎によると、「三共同盟」盟主・宮城治平は、下記の内容の反対理由を「病軀を挺して熱弁を振」(比嘉宇太郎,1958:263)ったという^③。

「一、喜瀬は耕地が狭く、たゞでさえ畑地に困っている。保養院敷地に一万二千坪を割かれると農家は経営上困窮する。 二、名護町内四十

複数の「嵐山事件」

余名の患者に対し仮令患者の自給自足に資すといふいながら、伊武部原一万二千坪を擁することは腑に落ちない。即ち現在瀬喜田三区の農民一人当耕作反別は五十坪で、これに対し病弱な患者に一人当三百坪の耕耘は不可能である。これは明かに県内の患者を収容する意図に出たもので、一旦引渡してしまえば、県営保養所の収容人員を名護町が容喙するのは無用である。都合次第で如何様にも収容者を増加することが出来る。三、伊武部原には長大猛悪な蠅が棲息していて、農民から五月蠅がられている。保養院が設置された暁、附近の村落に飛翔して来るこの口は恰もレプラ菌を撒布するかのよう^にに病毒を媒介するであろう。四、武志名岬近海は好漁場である。海中の魚属はレプラ菌を帯ぶことがないにしても、保養院附近沿岸の漁獲物として需要者は警戒するであろう。従って名護町の水産業が蒙る打撃は大きい。五、武志名は県道沿い名護町の南部を扼する玄関口である。その出入口に保養院を設置するとなれば遊客は跡を絶ち、観光地の価値は無になる。六、将来名護町から出る物産は、レプラを連想せしめ、販路が杜絶される重大な結果を招くであろう」(比嘉宇太郎,1958:263-264)。

納税不納や土地不売同盟に象徴される住民の反対運動の激化を前に、沖縄県は、武志名岬伊武部原での「喜瀬案」を引っ込めた。

これら一連の出来事を踏まえると、沖縄県が嵐山に保養所建設を、極秘裡のうちに進めたのは、沖縄県側が地元との合意形成を放棄し、保養所の構築をもって既成事実化させようとする方針転換を行なったものと、解釈することができる。後にみるように、嵐山での着工が羽地の住民に通知されなかったが、それは、このことを反映させたものとみることが出来るのではないだろうか。

2-3. ハンセン病罹患者たちの社会的境遇・利害関心

上述でみたように、沖縄県は、嵐山での工事を

開始するまで、ことごとく保養院の建設計画を頓挫させてきた。それゆえ、嵐山では、沖縄県の威信を賭けて療養所建設工事を強行したことになる。たしかに、沖縄県が、地元住民の反対運動という障壁を突破できなかったことは、それだけ地元住民のハンセン病に対する排除の力が如何に強かったかを示している。しかし、より根本的な問題は、保養院建設を陳情した名護町とそれを請けた沖縄県の、地元住民に対する合意形成の失敗に基づく建設工場の強行という行政手段のまずさに、あったのではないだろうか。

青木の書物(青木,1972)をひもとくと、療養所の建設計画がもちあがった名護町の各シマには、多くのハンセン病罹患者がいたことが、確認できる。ハンセン病罹患者たちは、人の寄りつかない村はずれ、山中、海岸べり、アダン樹、墓地、洞窟など(それらの場所はシマ人からすると「グソー(後生)」、即ち「あの世」を意味する)、シマが定めた「隔離所」に隔離することが定められていたケースが多い(中村,2005)。このことにより、シマのハンセン病問題は解決済みであったとみることもできる。従って、特定の場所に保養院を建設することは、シマの秩序の破壊という意味を帯びていたと解釈することができる。しかし、このことは、発病しても自宅に留まっていたという事態、あるいは金武のようにハンセン病罹患者に田畑を与え、シマから物資や給金などの支援をしつつ、自活の場を開いたといった例外はあるものの、ハンセン病罹患者からすると「隔離所」での野宿生活や小屋生活を余儀なくされ、実家からの食料の供給が途絶えると、浮浪・漂泊し、物乞いをするしなければならない現実があった。因みに、沖縄ではハンセン病罹患者を「クンチャー(物乞い・乞食)」と呼称していたのは、このことによる。

こうした社会的境遇におかれていたハンセン病罹患者に対して青木恵哉は、1927年(昭和2)2月28日に、熊本の回春病院から沖縄に派遣され、「救済活動」を展開した。当時の沖縄のハンセン病患者がおかれた現実をまのあたりにした青木は、金武の現実を踏まえ、患者が「自活できる場」を構

想するようになった。この構想は、単なる青木の「思いつき」ではなく、当時のハンセン病患者たちが強いられたい社会的情勢を象徴していたと解釈できよう。それゆえ、青木は「嵐山事件」が解決され、沖縄県が嵐山療養所を開園することを、「ひたすら当局の勝利を祈りつつことの成り行きを観察していた」（青木,1972:203-204）。しかし、「嵐山事件」は、当時のハンセン病患者たちにとって、無念の結末を迎えた。だが、青木は、後に、やはり嵐山に療養所が建設されなかったことに感謝することになる。

註

(1) 青木恵哉は、自著のなかで、「喜瀬(きせ)保養院設置計画が地元民の猛反対にあって失敗に帰した昭和五年(一九三〇年)四月、県当局は今度は同じ名護町の字字茂佐(うもさ)を候補地を選んで再び保養院設置計画をすすめようとした」と明記している(青木,1972:185)。しかし、

「三共同盟」の集会に関するこの新聞記事の日付は1929年(昭和4)2月24日であり、比嘉宇太郎の記録とも合致する。この新聞記事を前提に考えるならば、上記の青木恵哉の記載は、管見の限り、誤りであると判断することができる。

(2) 弁護士であり、沖縄県会議員でもあった仲井間宗一は、嵐山での保養院建設反対の陳情や「嵐山事件」後の逮捕者の弁護を務めた。

(3) この発言の5番目の内容は、「われらが名護の玄関先に事もあろうにライ者を集めるとはもつてのほかだといきまいて」というテキスト(青木,1972:175)のほか、(上原編:1964:85)にもみいだせる。青木のこの記述の出典は記されていないが、これは比嘉の記載を典拠にしていることが推測される。但し、比嘉自身の記載も、その出典は記されておらず、自らの記憶によるものか、伝聞によるのか、俄かに判断できない。

表1. 「嵐山事件」年表

1931年(昭和6)	
3月	工事発覚。
9月以降	宮城清一を中心に「反対同盟」が組織される。
5月10日	沖縄県庁への陳情。
5月26日	沖縄県庁への陳情。
1932年(昭和7)	
3月7日(8日?)	羽地村役場前で村民大会開催。
3月15日	羽地村で2回目の村民大会開催。
3月16日	大井川の市場にて「保養員設置反対 今婦仁村民大会」を開催、約3千名参集。
3月26日	井田警察部長、嵐山を視察。睨み合いが続く。
4月	新聞記事の報道、不明。
5月	西山縣衛生課長が中途辞職。嵐山での工事決行を決定。
5月28日	羽地村役場前で村民大会開催。強制解散後、羽地村吏員総辞職声名を出す。
5月31日	名護町で「大デモ」。
6月1日	羽地村吏員総辞職を決議。
6月5日	嵐山での村民集会、8千人による2度目の「大デモ」。
6月13日	羽地小学校「同盟休校」。
6月14日	同「同盟休校」解除。
6月18日	亀島職務管掌の派遣・就任。
6月24日	「反対同盟」の本部を役場に押し占拠。決議文を亀島管掌に手交。
6月25日(26日?)	青年団幹部、亀島管掌に反対運動参加を強要。
6月27日	役場内で暴動発生、比嘉臨時収入役負傷。那覇地方裁判所検事局の出動要請。
6月29日	那覇、与那原、糸満の3署から数十名の警官の応援を要請。
7月5日	名護に派遣された検事が引揚げる。事件の首謀者15名の起訴で事件は収束。

3. 「嵐山事件」の経過と結末

名護町での土地選定に難航した沖縄縣は、嵐山でのハンセン病療養所の構築を決定し、漸く着工にまでこぎつけた。しかし、この計画も、またしても頓挫してしまう。本節では、極秘裡の療養所建設が「事件」へと変容していった過程とその鎮圧までを、新聞記事を中心に追ってみたい。なお、引用した新聞記事の下線部は、筆者による強調を意味する。

3-1. 「事件」前夜の嵐山 — 1931年(昭和6) —

嵐山での建設工事は、1931年(昭和6)3月、呉我や古我知など、嵐山近隣のシマの複数の人物が嵐山附近を通過したことにより、発覚した。この件について、この建設現場を目撃した「嵐山十五人男」の1人、松田清永の手記が、旧羽地村の行政区分であった古我知の字誌に記されている。

「川上の平良千代蔵氏、新島松太郎氏の二人が、伊豆見からの帰り道、嵐山の山道巡りをして来たら、嵐山で人声や物音があつた。不思議に思つて良く見たら、何か作業をやっている様相があつた。この事を早く地元の人に知らせたいと、当時、私(松田清永氏)は武田薬草園で働いていたが、同農場に私を尋ねてきて、其の旨を告げて下さつた。驚いた私は、仕事も速く引き上げ、部落に帰り、友達二・三名を引き連れて現場近くの小橋開墾づたいに嵐山向い迄いつてみた。近寄つてみたら、何と警察官も立ち合ひの上に、番犬まで付けて作業をしているのを確認した。すぐに、地元の古我地、我部祖河、呉我の向上会に連絡し、打ち合わせた結果、羽地村役所に報告した」(『古我知誌』,1998:86)。

この建設現場の目撃者は、古我知のシマ人だけではなかつた。『羽地村誌』には、旧羽地村の行政区分であった呉我のシマ人による、上記とは若干異なる目撃証言がなされた。

「昭和六年(一九三一年)三月某日、字呉我の

某青年が嵐山に薪採りに行つた。と、そこに今までなかつた新しい道路の通じているのを見た。それを伝うて行くと丘陵を平して相当の広場ができてゐる。こんな山奥に畑でも宅地でもあるまいし、不審に思つたまま帰宅してそのことを家族に話した。数日後また行つてみると道路は拡張され車の通つた跡があり、現場には十数人の人が居り、建築材料が積まれてコンクリート土台の建設中であつた。帰つて邑の青年たちにこの話をすると他にもこれを見たものがおり、忽ち全部落民の評判の種になつた。古我知、我部祖河あたりでも同様のことが起り、いろいろと取調べを進めたところ、それは県からの癩保養所の設置計画であることが判明した。あたかもこの処に気概をもつて鳴る某青年が走せ参じ、部落民を動かし、村長をはじめ村の有力者に訴えたので遂に村の一大問題となるに至つた」(『羽地村誌』,1962:374-375)。

さらに、『羽地村誌』にある第一発見者の居住する呉我の字誌には次のように記されている。

「昭和六年(一九三一年)三月呉我部落の一青年が嵐山に薪とりに行つたときに今までなかつた新しい山道が通じているのを見てこの山道を伝つて行くと山の丘陵地帯に雑木を切り払つて大きな広場が出来てゐた。後日再び同じ場所に行つて見ると、広場には十数人の人夫が建築資材の運搬や建物の基礎工事をしていた。この事は部落中に話が伝わつた。隣字の我部祖河や古我知にもその事は知られてゐた。早速地元部落では字の有志青年会の緊急協議会を開いて直ちに現地調査をしてみると建築資材はすでに那覇で切り込みを済ませ建物はすぐにでも建てられるように運ばれてゐた。情報調査によるとこの建物は癩病(ハンセン病)患者の保養所の設置計画の工事であることが判つた。それは大変な出来事だと関係部落は元より村民あげて猛反対運動を展開することにした。……早速地元古我地、我部祖河、呉我と三ヶ部落では合同協議を

して直ちに反対運動をすべくその陳情を村当局へ訴えた」(『呉我誌』,1976:61-62)。

旧羽地村の行政区分であった我部祖河の字誌にも、『呉我誌』と同様の記述がみられるが、そこでは「呉我の青年二人が嵐山に薪採りに行き……」と、第一発見者の人数が特定される(『我部祖河誌』,1999:365)。

上述の3つの引用からすると、第一発見者による工事発覚から数日の時間において、工事現場の再訪がなされたが、そこで得た目撃情報を踏まえると、物々しい警備体制が敷かれるなか、現地では組立作業のみに専念できる体勢が周到に用意された、工事の進捗状況の迅速さが窺える。因みに、当初の工期は1932年(昭和7)3月末とのことであった(昭和7年3月12日付『大阪毎日新聞(鹿児島・沖縄版)』⇒『沖縄県ハンセン病証言集 資料編』:296)。この状況は、通常の建設物構築とは異様な作業風景であったといえよう。

上述のように、沖縄県は嵐山でのハンセン病療養所の構築を急行していたのであるから、地元民たちの療養所建設反対行動にも、迅速な対応が迫られることになる。上述の『羽地村誌』と『呉我誌』の後段で指摘されるように、嵐山に隣接する呉我・古我地・我部祖河の、おそらくは青年層を中心にした、シマ人有志は、合同で協議を行ない、療養所建設反対の陳情を3字合同で羽地村に行なった。これをうけ、1931年(昭和6)5月10日、当時の羽地村長・平良政勇、そして前村長であり現職の羽地村会議員・親川登喜、その他有志が上覇して、井野知事・西山衛生課長らに嵐山での保養院建設反対の陳情を行なった。このような陳情は、通例、地元選出の沖縄県会議員を介してなされるようだが、「その時は折あしく羽地村出身の県会議員もいなかった」ため(『羽地村誌』,1962:377)、このような形式での陳情となったという¹³⁾。

この陳情に関して、1931年(昭和6)5月10日付『大阪朝日新聞(鹿児島・沖縄版)』に「**癩患者収容所設置に反対 地元民から**」と題する下記の記事が掲載された。

「**【那覇】**国頭郡に設置すべき癩患者収容所は、地元民並に同群選出大城(彦)、仲原、上間三県議の猛烈な反対運動をしりぞけて、極秘裡に羽地村字大城山と嵐山との境を候補地に選定、すでに土地買収も終わり着々準備を進めてゐるが、これを知った地元羽地村民は大狼狽し、村長以下有志会合あくまで設置反対を決議し、代表四名は十日出覇、県に反対陳情することになった」(『名護市史・資料編3 戦前新聞集成2』:187)。

しかし、沖縄県側はこの陳情を聞き流した。そのため、詳細は不明ながら、数回の陳情がなされたようである。1932年5月27日付の『大阪朝日新聞(鹿児島・沖縄版)』に「**癩患者保養院設置反対運動熾烈**」と題する記事が掲載されたが、1932年(昭和6)5月26日の陳情には、仲宗根宗助・今婦仁村長、弁護士で県会議員(憲政会)の仲井真宗一の名が連ねられた。

「**【那覇】**国頭郡羽地村の癩患者保養院設置反対運動はその後なほ継続し、陳情委員親川村長、山城今婦仁村長以下七氏は群選出の仲井真代議士を先頭に二十六日午後県庁に井野知事を訪問、設置反対の理由を述べ、考慮方を陳情した。井野知事はただ―― 国頭郡の産業経済その他に何等支障のないやう当局としては最も慎重な態度でやってみる。 といったきり一言も発しないので、陳情委員等は取付く島もなく呆気にとられて退出した退出後委員らは、知事の不親切で最早当局に陳情の必要がない。吾等は県民有志の輿論に訴へ、更に上司に向け反対陳情をなすばかりで、あくまで群産業経済のために目的貫徹に向かつて邁進するのみだ。幸な事には、目下臨時県会召集中であるから、県議らの諒解を得て第二段の運動に取りかかり、当局が撤回乃至地域変更しない限り地元民のため最後まで闘ふつもりである」(『名護市史・資料編3 戦前新聞集成2』:187-188)。

複数の「嵐山事件」

『羽地村誌』によると、ここで陳情した嵐山での保養院設置反対の理由は、およそ下記の内容であったという。

「(1) 嵐山は奈佐田川をはじめ、その他名もない数本の流れの水源であり、それが羽地の古我知と呉我・我部祖河及び今帰仁村湧川・名護村・屋部・美又等の各部落に流れていること。(2) 随^つって斯る水源地帯に癩保養所を設置することは、たとえ癩菌の処置に万全を期すとしても、精神的に与える悪影響の大なること。(3) 保養所としては他に適地があること」(『羽地村誌』,1962:377)。

この陳情理由には、本論文の冒頭で触れたように、〈伝染病としてのハンセン病〉という時代制約的な当時のハンセン病観が反映されているが、それはともかく、この陳情も、5月27日付『大阪朝日』誌の前掲新聞報道が示すように、沖縄県側は聞き流したようである。

この後の嵐山事件の展開を伝える資料、新聞記事は、1932年(昭和7)まで、管見の限り、空白となる⁽²⁾。

3-2. 反対運動の組織化—「嵐山癩保養所設置反対同盟」と「大宜味村政革新同盟」—

さて、上記の新聞記事が掲載された1931年(昭和6)5月26日から1932年(昭和7)までの経過を示す資料がなく、この期間は空白になるが⁽³⁾、『羽地村誌』から、この間の経過を概略的に窺うことができる。この間、「嵐山癩保養所設置反対同盟」が結成され、その会長に親川登喜が就任した(『羽地村誌』,1962:378)。さらに、実労部隊となる青年会を中心に、青年会部長・喜納真栄(仲尾次)、青年会副部長・上地一史(仲尾次・羽地村役場吏員)および宮城清一(田井等)という同盟の人員配置が決定した(『羽地村誌』,1962:378-379)。

こうした点から明らかなように、この空白の期間には、次年以降の運動を準備する基盤が構築さ

れたことになる。この構築には、大宜味村喜如嘉を拠点におく「大宜味村政革新同盟」からの影響がみられる。おそらく、この期間に、「大宜味村政革新同盟」との交流が始まり、両者に連帯が形成されたとみることができる。

ここで、「大宜味村政革新同盟」について、簡潔にみておこう。「廃藩置県」による市場経済の導入は、「旧慣」における税の物納から貨幣による税の納入を義務化したため、多額の借金を抱えた農民が増大した。こうした近世沖縄の経済問題を背景に、第一次大戦後の恐慌により「ソテツ地獄」と呼称されるほどまでに沖縄本島北部の農村は疲弊した。「大宜味村政革新同盟」は、こうした時代背景のもと、1931年8月に結成された政治改革運動団体である。経済的苦境に喘ぐ大宜味村喜如嘉という一閑村を拠点に、シマの人口の大半を組織し、税の軽減、村会議員の給料減額等を主たる運動目標に、村政革新運動が約2ヶ月に渡り展開された。関西から帰郷した詩人・上里春生のオルグにより展開されたこの村政革新運動は、共産主義の理想の実現をめざし、当時の沖縄社会の矛盾に関して大宜味村や沖縄縣と対峙した。とりわけ当時、他のシマに比べて高額であった納税額に問題の端緒をみだし、村長・吏員の俸給や村医給料の撤廃を実現させたが、沖縄縣警の弾圧をまともに受け、多くの逮捕者を出し、1931年10月に「解散命令」が下された。しかし、それ以降も「消費組合」を組織し、「政治闘争から経済闘争に」運動方針を「転換」し、活動を継続させたが(山城,1975:112)、1932年6月、沖縄縣警により、解散を命じられ、その後、自然消滅した。

「嵐山癩保養所設置反対同盟」と「大宜味村政革新同盟」は、ほぼ同時期に山原で勃発したが、両者の関係に関する重要な記録となるのが、「大宜味村政革新同盟」の「闘士」であった山城善光著『山原の火』である(山城,1975)。同書は、革新運動に挺身した山城自身の個人史としても読めるが、昭和初期の山原、ひいては沖縄社会の状況を記録した重要な資料としても、重要な意味をもつ。山城は、同書で次のように述べている。

「当初私は同問題〔嵐山事件〕については何の関心も無かった。否むしろ敬遠していた。というのは、この問題は地元民が反対するのは極めて当然で、その気持ちもよく分かるが、反対に患者の立場や、癩病の社会的影響を勘案した場合、たとえ反対があるとしても、結局は何処かに設置しなければならない施設だから、隣村ではあるけれども黙っていた方がよいと考えていたからである。このような気持は私のみならず、大宜味の殆どの人が持っていた。従って私が帰郷した頃は嵐山事件の羽地村民を応援しようとする動きはなかった。ところが9月頃になってから、羽地村田井等の宮城清一氏が頻繁に喜如嘉を訪れて来た。そして上里春生と金城金松と三人でよく話し合っていた。それは、私達が展開させている組織活動の実態を見聞し、羽地村の反対同盟結成の為の資料蒐集の為に来ているようであった。その内に上里と金松とが時々羽地に潜行して、羽地村の動きを捉えて来て私達に報告していた。暫くすると、宮城氏は羽地村の青年達も引き連れて来て、私達の闘いの姿を見せ、交流を図っているようであった。そうこうしている内にだんだんと親愛感が深くなり、今度は逆に私達が羽地村に乗りこんで羽地の闘いを見聞し、勉強するようになった」(山城,1975:209-210)。

前段のハンセン病問題に関するシマの利害の問題は後述するとして、この引用から明らかなように、「嵐山癩保養所設置反対同盟」と「大宜味村政革新同盟」を架橋したのが、青年会副部長・宮城清一であった。この件について、彼自身による「証言」が同書に掲載されている(山城,1975:215-218)。宮城清一は1931年5月に、メキシコからアメリカへの密入国に失敗し、裁判の結果、強制送還となったため、沖縄に戻ってきた。氏はアメリカで沖縄出身の社会主義者(宮城興徳・仲村孝輝・吉元重喜・平良廉次・宮城友信)と運動に参加していた経緯をもつという(山城,1975:216)。宮城清一は、自らの社会主義運動のキャリアから、

「聊か組織上の知識と経験を持って居りました。村当局や字区長等が中心となっている組織体では闘い抜く事はむづかしいと判断し、何とかして大衆組織へ再編成しなければならぬ」とみていたところ、大宜味の革新運動が生じたので、「飛んで行きました」と証言する(山城,1975:216-217)。

「そして上里やその他の幹部にも会い、羽地村の実情を訴えて協力方を求めました。私は何度も喜如嘉に潜入して、大衆の組織化の方法や運動の推進強化等について、上里やその他の幹部の指導を受けました」(山城,1975:217)。

その結果、「嵐山癩保養所設置反対同盟」の運動方針を、「1. 運動の主体を青年部に移し、指導権を握る事。2. 青年部を中心とした大衆組織を強化する事」と決定した(山城,1975:217)。この方針から引き出される運動方針案は、下記の2点であった。

- 「1. 嵐山保養院反対同盟内に青年部を設置し、委員長には対内対外的に顔の売れている人を持って来る事、そして自分(宮城清一)は副委員長になって責任を負う事。
2. 青年部を行動隊にして、直ちに全村的な保養院設置反対の為の署名運動を展開させる事」(山城,1975:217)。

この案の承認を受け、宮城清一は、当時の羽地村の吏員であった上地一史に青年部の委員長を委嘱し⁽⁴⁾、受託された。さらに、宮城清一は、村民に向けた「反対同盟の趣意書」、縣当局に対する「陳情文」、村民大会の「決議文草案」を、上里に代筆してもらい、それらを「印刷所に廻し」、村民に配布したという(山城,1975:217)。

以上、みてきた宮城清一の証言が事実であるとすれば、1932年(昭和7)に起きた「嵐山癩保養所設置反対同盟」の諸活動は、「大宜味村政革新同盟」の指導のもと、社会主義運動の組織原理に基づき、1931年(昭和6)9月以降に、宮城清一を中

複数の「嵐山事件」

心に組織されたということになる。この点で、嵐山保養院反対運動は、地縁関係を基盤とした「三共同盟」は異なる性格の運動組織ということになる。そしてこの点において、嵐山事件は、嵐山でのハンセン病保養所建設反対運動であると同時に、打倒すべき権力主体である沖縄県に対する抵抗運動という性格を帯びることになる。

以上のように、社会主義運動の指針に支えられた「嵐山癩保養所設置反対同盟」が、なぜ村民たちの支持を得たのか、その理由は、宮城清一の周囲に社会主義思想の理解者がいたからである。この件について、宮城清一は次のように述懐する。

「あの時の闘いの影響は根強いものがあって、当時羽地村で、私の組合傘下の部落の内、その大部分の五部落の区長が革新系で、十四人の理事の内十三人までが同じく革新系です。この事実は刮目すべき点で、あの時代に培われた力です。大宜味村に続いて羽地村が、革新性勢力が強いという事は一朝一夕で出来上がったものではなく、このような歴史に根ざしているのです」(山城,1975:220)。

では、なぜ社会主義思想の理解者が宮城清一の周囲に多く存在したのだろうか。こうした革新勢力の形成は、旧沖縄県時代の沖縄本島において閑村であった山原の経済的困窮と、それ故に生じた国内外を含む県外移出の異郷体験（とりわけ顕著であるのは、「本土」移出先での就職難や低賃金をはじめとする差別的な待遇）が、革新思想の受容を準備し、沖縄に帰還して沖縄での労農運動が展開されたという事情があったということができよう¹⁵⁾。大宜味村改革新運動の指導者・上里春生もまた、大阪帰りであった。

3-3. 「嵐山事件」へ突入

陳情を聞き入れずに工事を継続する沖縄県側の強硬な姿勢を前に、「村民の一部は諦観、ついに意気消沈の風も見えた」(『羽地村誌』,1962:378)。しかし「嵐山癩保養所設置反対同盟」が組織され、

反対運動は興隆の季節に入っていく。昭和7年3月以降は、オルグの結束力のもと、村民集会を中心とする統一行動を組織し、時局を踏まえた村民集会や示威行動が繰り返され、沖縄県側と直接、対峙することになる。

1932年(昭和7)3月7日に、羽地村役場前で村民大会が開催された。1932年3月12日付の『大阪朝日新聞(鹿児島・沖縄版)』には、「**村民百名が騒ぐ 癩療養所設置に反対し**」と題する下記の記事が掲載された。

「【那覇】村民の設置反対を押し切り建設工事を進めてゐる国頭郡羽地村の癩療養所は陰悪な空気のうちに着手されたが、あくまで設置反対を唱へる村民は去る七日村役場前に村民大会を開催、当局の措置を非難し、果ては百余名の村民が或いは酒気を帯び竹片を携へ工事現場へ押しかけんとしたので、名護署から十余名の警官急行し激昂せる村民をなだめ一先づ解散させたが、一時はなかなかの騒ぎであった」(『名護市史・資料編3 戦前新聞集成2』:190)。

なお、『大阪朝日新聞(鹿児島・沖縄版)』の同記事によると、この村民大会直後、平良村長、村医山川文信の2名が出覇し、西山県衛生課長に陳情を行なう予定とある。

「平良村長、村医山川文信の二氏は急遽出発、西山県衛生課長に面会、村民の反対氣勢強硬なるをもって工事を中止されたしと陳情するところがあった」(『名護市史・資料編3 戦前新聞集成2』:190)。

さらに『大阪朝日新聞(鹿児島・沖縄版)』の同記事によると、1932年(昭和7)3月10日には、この工事を受託した大城組、「工事請負人の大城鎌吉ほか2名も県に出頭、皆川内務部長に面会し善処されたき旨陳情」を行なった(『名護市史・資料編3 戦前新聞集成2』:190)。

ところで、『大阪朝日新聞(鹿児島・沖縄版)』

に掲載された上記3件の動きについて、1932年3月12日付の『大阪毎日新聞(鹿児島・沖縄版)』に、「竹槍を翳して 工事現場を襲撃 癩療養所反対運動遂に爆発」と題する下記の記事が掲載された。

「沖縄縣國頭郡羽地村の癩療養所設置問題に關し、羽地村民は八日同村村役場前で村民大會を開催し、死を賭して設置を阻止すべく百余名の村民が決死隊を組織し、竹槍をふりかざし、焼酎をあふつて氣勢をあげ、工事現場に押しかけたが工事に従事してゐた工夫らはそのまゝ、作業を放擲したので名護署から十余名の警官が現場に急行、激昂せる町民をなだめてやうやく鎮無して十日縣廳に西山衛生課長を訪ひ『工事を中止されたい』と陳情し、一方該工事の受負者たる大城鎌吉ほか二名は九日縣庁に河口内務部長を訪ひ 工事を妨害されては竣工期間の三月末までには到底竣工至難であるから適當に取締つてくれ と陳情した(那覇發)」（『本部町史資料編・3新聞集成(大正～昭和戦前中期の本部)』⇒「沖縄県ハンセン病証言集 資料編」:296)。

この記事によると、村民集会の日時について、『大阪朝日新聞(鹿児島・沖縄版)』では2月7日、『大阪毎日新聞(鹿児島・沖縄版)』では2月8日と、日付に1日のズレがみられる(前述の大城鎌吉の陳情も同様のズレがある)。さらに、前者は、武装した村民たちが嵐山の工事現場に行こうとして警察に阻止されたとあるが、後者では工事現場で破壊活動を行なったとあり、記述に齟齬がみられる。この齟齬は、両記事を執筆した新聞記者の観察の相違によるのだろうか、あるいは2月7日、8日と連日の村民集会があったとみるべきか、俄かに判断がつきにくい。後者だとすれば、おそらくそれぞれの報道があったはずである。両紙とも、3月12日付の記事であることを考慮すると、記者の観察の相違ということにならうか。そうであるとしたら、地元住民は、役場を中心とする街頭にとどまる群勢と嵐山に登ろうとする郡勢とに(組

織的にか?) 2分され、『大阪朝日新聞(鹿児島・沖縄版)』の記者は前者の流れを追い、『大阪毎日新聞(鹿児島・沖縄版)』の記者は後者の流れを追ったために生じた齟齬ということも、考えられる。

さらに、1932年(昭和7)3月15日、羽地村で2回目の村民大会が開催され、この大会に今帰仁村の村民も参加した。1932年3月17日付の『大阪毎日新聞西部毎日鹿児島沖縄版』では、「今帰仁村民も合流 羽地村騒擾事件」と題する下記の記事が掲載された。

「既報、騒擾事件を引き起こした沖縄縣國頭郡羽地村の癩療養所設置反対運動は今なほ警官隊と村民が相對峙して不穩の形勢にあるが、隣村今帰仁村も反対運動に合流し、十五日羽地村で反対集会を開催した、縣保安課から上間課長、金城司法主任らが急行嚴重取締つたが村民らは総会終了後平穩に引揚げた(那覇發)」（『沖縄県ハンセン病証言集 資料編』:297)

羽地村の動きに連動して、今帰仁でも、翌3月16日「保養員設置反対 今帰仁村民大会」が大井川の市場にて開催され、約3千名が参集したという。今帰仁村にも反対運動の組織化が進んだことが、この新聞記事から窺える。この件について、1932年3月18日付の『大阪朝日新聞(鹿児島・沖縄版)』は、「保養員設置反対を決議 今帰仁村民大会」と題する下記の記事を掲載した。

「【那覇】國頭郡羽地村嵐山癩療養所保養院設置反対の今帰仁村民大会は十六日午後三時より大井川の市場にて開催。農繁期にも拘はらず約三千名参集。山城村長挨拶の後保養院設置絶対反対の決議をなし、県及び内相宛の陳情書を可決し、更に羽地村では醫師山川文信氏を東上せしめ、内務省へ設置反対の陳情をなさしむることに決定した。同氏は十八日の船で村代表として上京/することになった」（『名護市史・資料編3 戦前新聞集成2』:190-191)。

複数の「嵐山事件」

この村民大会以降の新聞記事は下記の2件であるが、それらの記事によると、工事は中止され、「睨みあい」の状況であったことが窺える。この間の反対運動としては、「各字青年団決死総会」の開催、農具での武装、嵐山での監視の継続が展開された。なお、この間に、当該事件で逮捕者を出した場合に相互扶助を行なう「犠牲者救援会」が組織されたようである。この組織は、当時の沖縄社会の地縁関係の強さを象徴しているが、それは逮捕者の発生を想定してのものであり、村民たちの強い士気の現われといえよう。これらのことを示すものとして、1932年3月20日付の『大阪毎日新聞西部毎日鹿児島沖縄版』に掲載された「**目的貫徹に 力む羽地村 癩療養所設置問題解決せず**」と題する下記の記事がある。

「沖縄縣國頭郡羽地村の癩療養所設置問題は村民の猛烈な反対にあつて目下工事を中止中だが同村民らは監視隊を組織して毎日工事現場に張込み、一方工事妨害その他で村民から犯罪者を出した場合犯罪者の家族を扶助するための犠牲者救援会を組織してあくまで目的の貫徹を期すことになつた(那覇發)」(『沖縄県ハンセン病証言集 資料編』:297)。

上記の記事が掲載された3日後の1932年3月23日付の『大阪朝日新聞(鹿児島・沖縄版)』には、「決死総会」が開催されるなど、シマの青年団の活動を示す下記の記事が、「**保養院設置を繞(めぐ)り青年団の対立 同盟本部から悲壯な檄文**」という題のもとに掲載された。

「【那覇】國頭郡羽地村嵐山保養院設置に対し各字青年団決死総会を開催し、且つ犠牲者救援会をも組織してます、結束を固くしているが、一方青年同盟本部では檄文を飛ばして所期の目的を貫徹せよと激励してゐるが、檄文中には吾々の最後の手段は暴力のみだ、山刀、鉞(おの)と鎌と鋏と竹棒で武装してをれなど悲壯な文句が書かれてゐる」(『名護市史・資料編3

戦前新聞集成2』:91)。

1932年(昭和7)3月26日、井田警察部長は、村民たちの破壊活動により工事が中止され、睨み合いが続いている嵐山の工事現場を視察した。この件に関する下記の記事が、「**双方が睨み合ひ 同盟本部から悲壯な檄文**」という題のもと、1932年3月29日付の『大阪朝日新聞(鹿児島・沖縄版)』に掲載された。この記事は、記者が嵐山まで歩を運んだのか、工事現場での睨みあいと、衝突の様子が詳しく報道されている。

「【那覇】國頭郡羽地村嵐山の保養院問題は、地元羽字村は勿論、隣村今帰仁村まで設置絶対反対に合流し反対気分横溢してゐる。この空気を押し切り県当局が工事を進めんか流血の惨事を見ることは明らかなることから、双方睨み合ひの姿で日を過ごしてゐる。激昂した村民は工事現場を荒し木材など井戸に投げ込み、諸所に【正義の前には唯暴力あるのみ、命が惜しくないならやれ、この一戦にあり】などといふ落書きがあり、不安な空気充溢し、更にセメント樽数個を破壊しこれで墓の形を作り、正面に【西山衛生課長の墓】と刻みつけるなど、猛烈に反対氣勢を挙げてゐる。井田警察部長は二十六日自動車で現場を調査し、今後採るべき処置につき十分考慮確信あるもの、やうである」(『名護市史・資料編3 戦前新聞集成2』:191)。

1932年4月の嵐山事件に関する新聞記事は、管見の限り、みあたらない。新聞記事の日付は5月下旬に飛ぶ。これ以降は、沖縄縣が住民との合意なしに、工事を強制執行しようとしたため、かなり大がかりな騒動へと展開していくことになる。

3-4. 沖縄縣が工事強行を表明し、羽地村長以下、総辞職—1932年(昭和7)5月28日—

1932年(昭和7)5月28日付の『大阪朝日新聞附録九州朝日』は、「村民が邪魔すれば 警察官立会いの上で 反対を押し切つて工事を進む 沖縄

縣の癩療養所」という題のもと、沖縄縣の工事強行の表明と、それをうけた村民たちの対応について下記の記事を掲載した。しかし、その一方で、療養所問題の担当責任を負っていた沖縄縣衛生局長・西山技師が辞職した。

「【那覇】國頭郡羽地村嵐山の癩療養所設置問題は地元羽地村並に隣村今婦仁村両村民の猛烈なる反対に遭ひ工事遂行不能のところへ該問題の立役者縣衛生課長の西山博士が中途辞職したのでや、下火となつてゐたが縣當局としてはあくまで村内に設置する腹を定め既定通り工事を進むことになり再三井田警察部長は村民の主立ちたるものと会見し當局の意のあるところを披瀝し諒解を求むるところがあつたが地元の反対意外に強行で強つて決行すれば流血の惨事を惹起する恐れがあるので手の施しやうなく困り抜いた揚句断然工事を続行する決定 萬一工事を邪魔するときは警察官立会いで工事を進める意向である、村民側の反対派なほ強硬なものがあり上間縣保安課長は現場に急行現場警戒のため名護署と打ち合わせ更に反対の同村村議その他と諒解運動をなすところがあつたが全村反対してをゆるめ諒解するかどうか気遣われてゐる」(『沖縄県ハンセン病証言集 資料編』:297-298)。

さらに、同日の5月28日、村民集會が開催されたが、名護署員により解散命令が下された。それを受け、「嵐山癩療養所設置反対同盟」は、羽地村長以下、吏員が総辞職を表明した。1932年5月31日付の『大阪朝日新聞(鹿児島・沖縄版)』に、「村理事者が総辞職声名 いよ、悪化した癩療養所新設問題」と題する下記の記事が報道された。

「【那覇】羽地村嵐山の癩療養所問題はいよへ悪化し、二十八日の集會は名護署の解散命令で已むなく解散したが、村民はあくまで反対氣勢を挙げべく、当日村長、助役以下村吏員、村會議員、区長ら全部総辞職を声明し、やがて

同村は完全に理事者なく村行政に支障を来す危機に置かれてゐる。この報に接した南地方課長は、『吏員、議会の総辞職はあり得べからざること、従つてその対策など考へたこともない』といつてゐる。兎も角保養院問題はます、紛糾の度を高め、その成行きを頗る重視されてゐる」(『名護市史・資料編3 戦前新聞集成2』:191)。

3-5.名護町での「大デモ」 — 1932年(昭和7)5月31日—

1932年(昭和7)5月28日に開催された村民集會では、名護署に5人の青年が検束された。その5名を奪還すべく、1932年(昭和7)5月31日午後1時半、名護署前で、武装した者も含む約千名の村民たちが集り、当時の沖縄社会では未曾有のデモを行ない、検束者の奪還に成功した。1932年6月2日付の『大阪毎日新聞西部毎日鹿児島沖縄版』および『大阪朝日新聞(鹿児島・沖縄版)』に掲載された下記の記事は、その状況を生々しく報道している。

「大デモで一 検束者奪還 海外住民も応援 羽地村の癩療養所反対運動」(既報、沖縄縣國頭郡羽地村の癩療養所設置反対運動はますへ悪化し、去る二八日に開催した村民大会に不穩文書を撒布した被疑者として検束された七名の青年団員を取戻すべく、三十一日約千名の村民が棒切れなどを揮り廻して名護署を包圍、示威運動をなし、検束者七名を取り戻して凱歌をあげ、居村羽地に引揚げたが、一方海外に出稼ぎしてゐる同村民からも居村の急を聞き「癩療養所設置絶対反対」を打電し、運動資金を送つて来て村民を激励してゐる なほさきに総辞職した村長以下役場吏員、村會議員、各字区長の辞表は村長の手でとりまとめ二日平良村長は村民数名に護衛されて縣庁に出頭し辞表を提出することになつてゐる(那覇發)」(『大阪毎日新聞西部毎日鹿児島沖縄版』⇒『沖縄県ハンセン病証言集 資料編』:298)

複数の「嵐山事件」

「竹棒を携へて一大示威運動 癩療養所設置反対を叫んで 四ヶ字民一千名が」【那覇】羽地嵐山の保養院問題は村内設置絶対反対の叫びが逐日悪化しつゝあるが、遂に爆発し昨日より反対ピラを配布したために名護署に青年五名検束されたが、それと知った嵐山に近い四ヶ字民は痛く当局の処置に憤慨し、三十一日午後一時半約一千名の字民は「団結は力なり」「村内設置反対」「嵐山設置絶対反対」などを記した大旗を押立てて……手に竹棒を携へ四列縦隊で羽字村より名護町に進出、名護警察署前の大通りを二回にわたって示威運動を試み三時半頃引揚げたが、名護署院は山本署長以下全部門前に繰出でこの模様を傍観するほかなかった。村に引揚げたデモ隊は更に村内を練り廻り、大旗を先頭に鐘、太鼓を乱打しつゝ、夜に入るまで氣勢を挙げ、八時から今後の対策協議会を開いたが、該問はいよゝゝ悪化し、今や保養院よ何処へ行くの感が深く憂慮されてゐる」(『大阪朝日新聞(鹿児島・沖縄版)』⇒『名護市史・資料編3 戦前新聞集成2』:192)。

3-6. 羽地村の行政機能停止

1932年(昭和7)6月1日、羽地村・平良村長以下、助役、吏員、村会議員、区長らが、村役場で会合を開き、総辞職を決議し、吏員全員の辞表は村長預りになった。これらの辞表が沖縄県庁で受理されれば、羽地村の村政は、一時的に解体状態になる。これは、沖縄県に対する極端に急進的な行政闘争といえよう。1932年6月3日付の『大阪朝日新聞附録九州朝日』に、これらのことを示す下記の記事が、「村長以下全吏員 村議も辞表提出 癩療養所設置問題から 村自治機関一切が停止」という題のもと、掲載された。

「【那覇】逐日悪化の一途を辿る羽地村嵐山の癩療養所問題は一種の癌となりその成行は各方面から頗る注視されるにいたつたが村民は絶対反対を叫びつひに示威運動まで敢行し縣當局を手古摺らしてゐるが一方責任を感じ反対氣勢を

あげてきた同村長、助役、吏員、村会議員、区長らは一日午後三時村役場に会合の上一同連袂辞職することに決し全部の辞表を取りまとめて村長の手元に提出した(略)」(『沖縄県ハンセン病証言集 資料編』:298)。

上述した1932年6月2日付の『大阪毎日新聞西部毎日鹿児島沖縄版』には、6月2日、平良・羽地村長は、沖縄県庁に辞表を提出する予定であるという報道がなされた。しかし、その日時は正確ではないが、沖縄県は、村長以下吏員の辞表を受理しなかった。

3-7. 嵐山での村民集会—1932年(昭和7)6月5日—

羽地村の村政が停止状態のなか、1932年(昭和7)6月5日、羽地、今帰仁両村の村民が、嵐山で反対集会を開催し、8千人の参加を得る2度目の未曾有のデモを成功させた。その様子について、1932年6月7日付『大阪朝日新聞(鹿児島・沖縄版)』に、「癩保養院絶対反対を叫び 一大示威行列をなす 両村聯合の村民大会」と題する下記の記事が掲載された。

「【那覇】国頭郡羽地村嵐山の癩保養院絶対反対の羽地、今帰仁両村聯合の村民は、五日午後一時過ぎにより嵐山において両村民八千名は集合の上、山本名護署長以下警察官二十余名の嚴重なる立会の下に開催された。親川前羽地村長、山川医師ほか両村代表十名が交々演壇に立ち口を揃えて設置絶対反対を叫び、反対の目的貫徹の決議をなし、八千の大衆の歓呼を浴びて閉会した。今帰仁村民は一斉に帰村したが、地元の羽地村民は四列縦隊で反対を表示せる大旗を先頭に名護町に進出、掛声勇ましく行進し氣勢をあげた。なほ村長以下吏員その他の辞職届は村長が携帯し県に提出したが、県より再考を促がされたので、帰村し村民と協議の上進退を決することになった」(『名護市史・資料編3 戦前新聞集成2』:193)。

まだ組織的な行動様式が珍しかった当時の沖縄社会において、「嵐山癩保養所設置反対同盟」が大がかりなデモを組織し、2度にわたり成功させたことは、やはり注目に値しよう。その要因は、やはり社会主義運動の組織原理に拠るところが大きかったのではないだろうか。「三共同盟」と「嵐山癩保養所設置反対同盟」との相違は、集団の組織力というこの点にあったといえよう。

3-8. 「嵐山癩保養所設置反対同盟」の広報活動

上記の名護署前および嵐山で開催された二度に渡る未曾有のデモは、沖縄移民へも通知され、運動資金の援助を引き出した。まず、「大デモで一検束者奪還 海外居住民も応援 羽地村の癩療養所反対運動」と題する前述した1932年6月2日付『大阪毎日新聞西部毎日鹿児島沖縄版』は、名護署前でのデモの記事とともに、下記の記事を報道していた。

「海外に出稼ぎしてゐる同村民からも居村の急を聞き「癩療養所設置絶対反対」を打電し、運動資金を送つて来て村民を激励してゐる」(『沖縄県ハンセン病証言集 資料編』:298)

さらに、名護署前と嵐山での反対集会後にも、在米移民からの反対支持表明という支援を受けた旨の記事が、1932年6月9日付の『大阪朝日新聞(鹿児島・沖縄版)』に、「米国からも反対を表明 癩保養院問題悪化す」という題のもと、掲載された。

「【那覇】羽地嵐山の保養院問題は今や地元羽地、隣村今帰仁二村の絶対反対に会い、県の重大な痛となりその成行は頗る重視されて来たが、両村民はあくまで初志を貫徹するため二回もデモを敢行し意思表示をなしたが、この懐かしき故郷の紛糾を聞き知った両村出身の在米県人は郷里の一大事とあつてはるばる海を越えて反対を表示し来り、我等の故郷を汚しむるな、我等の村を清く保てと相呼応して絶対反対の応

援をして来たので、村民は更に力を得今後ますます―反対運動に邁進すべく、このほど反対同盟会を組織し統制ある運動に前進することになった」(『名護市史・資料編3 戦前新聞集成2』:193)。

これら海外移民の同郷者からの支援は、多くの海外移民を出した名護・羽地・今帰仁の血縁関係者からのものと推測される。因みに、1932年6月9日付『大阪朝日新聞(鹿児島・沖縄版)』の新聞記事には「在米県人」の表記があるが、これは、アメリカに滞在経験のある宮城清一の行為が、新聞報道のニュースソースになったと推測することもできる。因みに、「大宜味村政革新運動」においても、アメリカの郷友からの「激励」があったという(山城,1975:140)。このことは、「ゾルゲ事件」の関与者の多くが、喜如嘉の行政区分である大宜味村出身であったこと、そして宮城清一自身も、これらのメンバーと知己であったことによるものと、考えられる。こうした広報活動は、社会主義運動の同志的關係に基づくネットワークに、地縁的關係のそれが重なりあったものとみることができる。この点に、沖縄的な社会主義的運動の位相をみてとることができる。こうしたネットワークは、資金調達などの支援だけでなく、運動情報をローカルに、かつグローバルに通知する手段として、反対運動の展開に対して重要な役割を果たしたといえることができる。

3-9. 「同盟休校」と「仲よし会」—1932年(昭和7)6月13日—

1932年(昭和7)6月13日には、羽地小学校の児童の「同盟休校」に至るまでに、反対運動は進展した。この件に関しては、1932年6月15日付の『大阪朝日新聞(鹿児島・沖縄版)』に掲載された、「可憐な小学児童が突如同盟休校し 雨中にデモを敢行す 米国からも反対を表明 癩保養院設置反対運動悪化す」と題する下記の記事が詳しい。

「【那覇】国頭郡羽地村嵐山の癩保養院問題は

複数の「嵐山事件」

逐日拡大し、今や設置絶対反対は村内到るところに充満殺気漲ってゐるが、遂に小学児童にも悪影響をおよぼし、羽地校五百名の可憐な児童も涙ぐましい保護者の反対運動に刺激され、父兄側と合流して十三日全校生徒一斉にストライキを決行、反対運動の第一線に乗出した。青年団五百名の大デモにストライキの児童も参加し、降りしきる雨の中を雄々しく村内を練歩き、氣勢を挙げた。この児童の思はぬストライキやデモ行進に反対本部は協議の結果、男女青年団員の反対運動は兎も角学童は当を得てゐないと極力慰撫に努めた結果、デモから退き当分ストライキも見合すことになったが、兎に角学童がデモに加はり且つストライキを起こしたのは本県をもって嚆矢とする」（『名護市史・資料編3 戦前新聞集成2』：193-194）。

昭和7年6月14日、「同盟休校」は解除され、一日で現状復帰したものの、「仲よし会」が羽地・今婦仁でも組織され、活動に駆り出された（山城,1975:129）。これらを示すものとして、1932年6月16日付の『大阪毎日新聞西部毎日鹿児島沖繩版』に、「**療養所反対に 学童が熱弁 仲好会を組織活動 盟休はまづ取止める**」と題する下記の記事が掲載された。

「癩療養所設置反対から小学学童を盟休させた沖繩縣國頭郡羽地、今婦仁両村では学校側の説得により盟休は取止め、八百名もの児童は十四日から復校した、両村児童らは『仲好会』なるものを組織し反対運動に参加、両村各字で『仲好会』主催の演説会を開いていたいけな熱弁を揮ひ癩療養所反対に涙ぐましい活動を続けてゐる、縣當局ならびに学校側ではこれを重大視し善後策を攻究中である（那覇發）」（『沖繩県ハンセン病証言集 資料編』：299）。

「仲よし会」は、大宜味村政革新運動が、政治闘争から経済闘争に転換され、「消費組合」が組織された際に、「婦人会」とともに構築されたピ

ヨニールである（山城,1975:128）。因みに「消費組合」は、シマの公的組織である「パール(班)」への対抗組織という意味あいをもつ。当時の喜如嘉では、9つのパールに行政区分されていた。このパールの組織と機能を、山城は以下のように整理している。

「当時の執行機関としては、区長、会計、堤防係の三役、議決機関としては代議員会があった。代議員は各パールから二名乃至三名位を選出していたが、その実体はむしろ区長の任命に近かった。各パールには「イカス」という班長がいて部落当局と直結していた。この既成組織は上位下達の為の組織であり、極端にいえば、大衆から税金を搾り取る為の組織であった。区長は村長の任命であった。このような既成天下り組織を形骸化し、人民大衆の真の自主的な組織を確立する為にパール代表者会議を設定したのである。パール代表者は各パール毎に、大体男子成人から二人、婦人会から二人、青年団員から二人位の割合で選出し、部落全体では約五十人位で構成した」（山城,1975:125）。

喜如嘉のピヨニール「仲よし会」は、尋常科と高等科の児童を対象とした自主組織であり、参加者は限定されていたという（山城,1975:129）。「仲よし会」の活動は、「消費組合」の商品の配給と販売、道路の清掃等があったというが、学校側から危険視扱いされていたようである（山城,1975:129-132）。上記の新聞記事にある今婦仁の「仲よし会」も、活動内容は反対運動への参加ということにあるが、おそらくは喜如嘉のそれを踏襲したものとみることができよう。1932年（昭和7）6月21日、「嵐山癩保養所設置反対同盟」のこうした組織運動に関する情報を入手した沖繩縣警特高課は、名護署の協力を得て、喜如嘉に入ったが、検挙には至らず、喜如嘉小学校に「仲よし会」の解散を警告した。この件に関して、1932年6月22日付の『大阪毎日新聞西部毎日鹿児島沖繩版』は、「**療養所の反対に 赤い魔の手 喜如嘉の左傾分**

子 当局の手入りに逃げる」と題する下記の記事を掲載した。

「沖縄県國頭郡大宜味村字喜如嘉を中心とする男女青年団の組織する消費組合では目下癩療養所設置反対問題で騒いでいる同郡福地、今婦仁村両村青年団に働きかけて赤化運動に転換せしむべく策動し、一方大宜味、喜如嘉小学校児童に『仲よし会』を組織させ、共学所を設置して小学児童に左傾思想を吹込み村政刷新を叫びしめる不穩の行動を縣特高課が探知し、事態を重視して名護署と協力し二十一日同組合幹部を引致すべく同村に乗込んだが、幹部らは逸早く姿を晦ましたので目下捜査中、なほ学務當局でも『仲よし会』を解散させるやう学校側へ警告を發した(那覇発)」(『沖縄県ハンセン病証言集 資料編』:299)。

3-10. 亀島職務管掌の派遣・就任—1932年(昭和7)6月18日—

羽地村政の停止を重視した沖縄縣は、縣属・亀島大成を羽地村の村長代理として「職務管掌」に派遣することを決めた。『羽地村誌』によると、就任は「自昭和七年六月十八日 至昭和七年十一月廿一日」とある(『羽地村誌』,1962:380)。さらに1932年(昭和7)6月22日、「臨時収入役代理」として元縣属の比嘉正哲が就任した。吏員については、公募を行なった。1932年6月22日付の『大阪朝日新聞(鹿兒島・沖縄版)』、および1932年6月24日付『大阪朝日新聞(鹿兒島・沖縄版)』は、これらの件を示す以下の記事を掲載した。

「役場の反対の同盟本部を置き いよ／＼全村を挙げて緊張 癩保養院問題はどこへ行く?」
 「【那覇】羽地村嵐山癩保養院問題は逐に校長以下役場吏員、村会議員、区長ら連袂辞職し完全に同村は自治機関の停止を見るに至り、県当局では直に亀島属を職務管掌として乗込ませ事務引継ぎをなさしめた。同役場は残務整理の二名の吏員のほか人影もなく、文書も受け付けないので、村民は困ってゐるものもある。閑古鳥でも

啼き出しさうな役場は保養院反対の同盟本部が置かれ、反対宣伝部員は各字に分れて反対気分を煽っているが、村民の反対興奮はやみさうになく緊張してゐる。なほ隣村今婦仁村の在米村民は、反対運動費として米貨三十五ドル(邦貨百四円八十六銭)を山城同村長宛に送付して来た。今や保養院問題よどこへ行くの感がい□けた羽字村は□に□するため村長以下吏員は正式に辞任し、村会議員、区長も総辞職したので、県では亀島属を職務管掌者に任命したが、吏員は一人もゐないので、全く停止し、村民の届け書類も受け付けることが出来ず自治機関の停止を見たので、県当局では極度に狼狽し緊急丁議を開いた結果、各方面から事務に堪能なる人を募集して臨時役場吏員に任命し、もって村事務を防ぐことになり、直に人選に着手したが、騒擾の羽地村にたとへ失業はしてゐても命を賭して行く人があるか疑問視され、県当局も今後の処置に悩んでゐる」(『名護市史・資料編3 戦前新聞集成2』:194)。

「収入役も任命 自治機関停止の羽地村」
 「【那覇】癩保養院設置絶対反対問題で自治機関全く停止した羽地村に対しては、取敢えず県属亀島大成氏を職務管掌に任命したが、職務管掌一人では村治がとれず、同管掌は種種地方課と打合はせるところがあった。なほ収入役なくては村の出納事務が不可能であるので、県では二十二日臨時収入役代理を任命したが、元県属の比嘉正哲氏が就任した。これは町村制により任命されたものであるが、自治機関全部の停止は勿論、監督官庁からかく収入役代理を任命したことは殆どないことである」。(『名護市史・資料編3 戦前新聞集成2』:194-195)

上記前段、1932年6月22日付の『大阪朝日新聞(鹿兒島・沖縄版)』の記事では、羽地村役場内に「嵐山癩保養所設置反対同盟」の本部がおかれていた点が注目される。このことが、1932年(昭和7)6月24日の村民による役場占拠と役場内での

複数の「嵐山事件」

亀島職務管掌との「集団交渉」につながっていくが、その詳細は後述する。亀島職務管掌が、羽地村長代理として就任したものの、1932年(昭和7)7月1日に予定されている村会議員選挙が果たして成立するかどうか、村政の建て直しが懸念される。1932年6月24日付の『大阪毎日新聞西部毎日鹿児島沖縄版』は、この件について、「誰も村議選に立候補すまい 近く職務管掌が選挙告示羽地村はどうなる」と題する下記の記事を掲載した。

「既報、沖縄縣國頭郡羽地村では村長以下の役場吏員が総辞職したので縣當局が職務管掌、臨時収入役を任命、さらに臨時村吏員の採用を伝へ聞いた失業者が地方課に殺到し多忙を極めてゐる、なほ7月1日に行はれる村会議員選挙に関し亀島職務管掌は近く選挙期日を告示するが、立候補するものもなくまた投票する村民もなからうと見られてゐる(那覇發)。(『沖縄県ハンセン病証言集 資料編』:300)

さらに、「嵐山癩保養所設置反対同盟」が組織した「村税不納同盟」の組織行動により、小学校教員の給与不払いに陥るだけでなく、行政資金も底をついた。この件について、1932年6月25日付の『大阪朝日新聞(鹿児島・沖縄版)』は、「支払はもとより事務費にも困る 村税不納同盟を組織した 例の保養院問題の羽地村」と題する下記の記事を掲載した。

「【那覇】自治機関停止、職務管掌任命、デモスト敢行、学校ストライキとデモスト参加等々幾多の芳しからぬ事相を巻き起こした羽地村嵐山の癩保養院設置問題は意外な方面に飛火して来た。といふのは自治機関の連袂辞職でケリがつかず、村税不納同盟をも惹起し徴税意の如くならず、村内三小学校(稲嶺、羽地、屋我地)の教員給料不払といふ側杖を食った。即ち五、六の二月分の給料四千二百五十八円は不払となり、一斉に悲鳴を挙げてゐる。亀島職務管掌は

支払ふにも役場の金庫には二千円の金しかない上、その金は学校御真影安庫建設費として保管されてゐる始末で、困り抜いた揚句県の指示を求め[]同村はこれすら出来ず、且よしんば遅れ馳せながら県知事の認可を受け村税を賦課しても、村税不納同盟の手前納税する村民皆無と見てしかるべく、給料不渡りは勿論のこと、肝腎な事務費までどうして支出するか今のところ見当つかず、亀島管掌こゝもと大弱りの態でその成行は頗る注目されてゐる」(『名護市史・資料編3 戦前新聞集成2』:195)。

これらの報道から、亀島管掌が派遣されたものの、羽地村吏員の総辞職から約3週間が経過し、同村の行政機能がいよいよ破綻してしまつたことが、みえてくる。さらに、『羽地村誌』によると、亀島管掌の後任は、比嘉賀新で、その任期は1932年11月22日から1933年4月1日まで、さらにその後任は函師余徳で、その任期は1933年4月2日から6月17日まで、となっている(『羽地村誌』,1962:380)。「職務管掌」のめまぐるしい交代も、また同村の混乱が如何に深刻で根深いかを、如実に現わしている。

3-11. 村民による役場占拠と反対運動参加強要 — 1932年(昭和7)6月24日 —

前述したとおり、「嵐山癩保養所設置反対同盟」の本部が羽地村役場内に設置されたが(設置日時は不明)、1932年(昭和7)6月24日、同役場で、亀島職務管掌に対し、「示威行動」を行なつた。この件について、1932年6月26日付の『大阪毎日新聞西部毎日鹿児島沖縄版』は、「癩療養所反対を 職務管掌に迫る 男女青年が大挙押しかく」と題する下記の記事を掲載した。

「沖縄縣國頭郡羽地村では廿四日癩療養所反対同盟本部たる同村役場に男女青年約八百四十名が集合し、隣村今婦仁村男女青年団五十名が応援参加して癩療養所設置反対協議会を開き、銅鑼や太鼓を鳴らして設置反対を高唱し、亀島職

務管掌に就任挨拶を要求したので亀島職務管掌は警官隊に護衛されて『職務上縣から派遣された何卒よろしくたのむ』と挨拶したが、青年團員らは癩療養所の敷地を村外に変更して貰ひたいとの決議文を亀島職務管掌に手交して散会した(那覇發)」（『沖縄県ハンセン病証言集 資料編』:301）。

3-12. 「強要」と「交渉」の間に一示威行動の激化?—

1932年6月25日(『大阪毎日』では26日)、さらに事態はエスカレートした。「嵐山癩療養所設置反対同盟」の行動部隊である青年団が武装して、亀島職務管掌に反対運動への参加を強要した。6月26日、羽地の青年団幹部は、「協議會」を開き、亀島管掌が反対運動に参加しない場合には、「不信任案」を提出するとの方針を決定した。この件に関する情報を入手した上間保安課長は、翌6月27日、那覇地方裁判所検事局に出動を要請した。これら一連の出来事について、下記のとおり、2紙の新聞報道がなされたが、反対運動参加を強要した日時については、『大阪朝日新聞(鹿児島・沖縄版)』が「二十五日」、『大阪毎日新聞西部毎日鹿児島沖縄版』が「廿六日」と、またしても1日のずれがある。

「鎌や鋤で職務管掌を脅迫 保養院反対の空気漸く悪化 検事局事態を重視」【那覇】羽地村の保養院反対気勢は職務管掌が乗込んでからますます火の手をあげ、亀島管掌は小雨降る中に半時間も立たされて就任挨拶を強要されたが、村民は村長一行には食料を売らず宿も貸さない、管掌らは一里も隔てたる名護町から弁当持参で通勤し辛うじて事務を執っているが、役場内には反対期成同盟本部が置かれ多数村民は役場に押しかけて示威運動をなすので、管掌は本部の撤退を命ずる模様であるが、村民は本部移転に絶対反対を表明し目下睨み合の形となっているが、青年団員数名は二十五日鎌や鋤をもって亀島管掌を脅迫して反対運動に合流するや

う強要した事実発覚し、検事局では事態を重視し二十七日朝上間保安課長を招致し種々打合せをとげたが、今、明日中に検拳の手を下すものと見られる。」（『名護市史・資料編3 戦前新聞集成2』:195）。

「亀島職務管掌に 反対運動参加を 羽地村青年團要求」「癩療養所設置に反対してゐる沖縄縣國頭郡羽地村青年團幹部は廿六日協議會を開いた結果、亀島職務管掌に對し【村民らと同一行動をとって反対運動に参加して貰ひたい、もし参加せねば不信任案を提出する】と要求し、反対氣勢ますます濃厚となり、亀島職務管掌は同村内で宿泊も出来なくなり、やむなく名護町の旅館から毎日弁当持参で村役場に出動してゐる(那覇發) 検事の活動を求める 癩療養所設置反対問題に關し事態の悪化を憂慮した上間保安課長は廿七日午前那覇検事局に出頭、林検事と會見して検事局の出動を求めたが、検事局も近く出動するらしい(那覇發)」（『沖縄県ハンセン病証言集 資料編』:301）。

こうした動きに対して、亀島職務管掌は、沖縄縣警を後ろ盾に、羽地村役場内にある「嵐山癩療養所設置反対同盟本部」の撤退を要求した。そのため、1932年(昭和7)6月27日、武装した村民が役場を襲撃したが、名護署がこれを鎮圧した。村民は羽地小学校に撤退し、その場で村民大会を開催、亀島職務管掌の出席を要求したが、彼はこれを拒否したため、その場にいた約2千人の村民たちは、「亀島職務管掌排撃の決議」を行なった。この出来事により、比嘉臨時収入役は辞職を表明した。1932年6月29日付の『大阪毎日新聞西部毎日鹿児島沖縄版』は、この件について、「鎌、鋤を携へ 村民が役場襲撃 臨時収入役に暴行 癩療養所反対運動遂に激化」と題する下記の記事を掲載した。

「癩療養所設置に反対してゐる沖縄縣國頭郡羽地村では亀島職務管掌らが乗込んで以来形勢ま

複数の「嵐山事件」

す―悪化し、龜島職務管掌から村役場内に設けてある癩療養所設置反対同盟本部の撤退を要求したので村民らはいよいよ劇昂し、廿七日村民百二十余名は鋏、鎌、棒切れをもつて役場を襲撃し、龜島職務管掌に同盟本部撤退要求理由説明を強要した上辭職を迫り、比嘉臨時収入役代理を殴打した上役場のガラス戸をめちゃくちゃに破壊するなどの暴行を演じた。急報により名護署員が駆けつけ村民に解散を命じ、龜山職務管掌の身邊を嚴重警戒してゐる。一方解散を命じられた村民らは直ちに役場を引揚げ同村小学校で村民大會を開き、龜島職務管掌の出席を要求したが拒絶されたので、二千人の村民は龜島職務管掌排撃の決議を行なひ形勢さらに重大化した。廿七日縣保安課から出動を懇請された那覇地方裁判所検事局では廿八日山元名護署長を招致し詳細實情を聴取した上出動を決定するが、暴行を受けた比嘉臨時収入役代理は廿七日縣當局あて辭職を願ひ出た(那覇發)」（『沖縄県ハンセン病証言集 資料編』:301）

この事態を受け、検事局は山元名護署長⁶⁴から聴取を行ない、反対運動の取締りを委任し、事態を合法的に処理するため、静観することになった。1932年6月30日付の『大阪毎日新聞西部毎日鹿児島沖繩版』には、該事態に関する山元名護署長の談話が掲載されている。

「仕事をやめて 反対に躍起 羽地村の療養所 反対運動 検事局は漸く静観」 「形勢悪化した 沖縄縣國頭郡羽地村の癩療養所設置反対運動に 關し那覇地方裁判所 検事局では廿八日山元名護署長を承知し詳細聴取した結果、警戒取締は警察當局にまかせて今暫く成行きを静観することになった模様である 合法的に解決したい 山元署長 暴挙に出るのは血氣にはやる青年達で、農事も放擲して毎日集合して夜遅くまで工事現場の視警戒をなし、そのため田畑荒廢して問題が解決しても同村の疲弊は免れぬところであらうこの際青年達の自覚を促がし、合法的方

法で解決したいと思つてゐる(那覇發)」（『沖縄県ハンセン病証言集 資料編』:301-302）。

検事局や警察の動きを追った新聞報道に対して、『羽地村誌』には、それとは対照的な下記の文章が綴られている。

「嵐山現地においては誰がやったともなく、工事場が荒らされ、時の『県衛生課長西山氏の墓』等という土偶と墓標が立てられたりした。また、ある日反対同盟団員が役場におし寄せ、一団員が管掌職員に対し、そこにあつた鋏を示して、『君等も同じ県民の一人でないか、このさい職務管掌の列に連つて羽地村民の意志をふみにじることによつてサラリーを貰うより、野に下つてこの鋏を取り、畑を作つて喰つたがよいではないか』と云つたこともあつた。これらのことに対し暴行・強迫等の罪として大検挙が行なわれると伝えられ、村内は一般に人心恟々たるものがあつた。しかし、反対同盟の青年達はかえつて燃える火に油をかけられたようにますます昂奮した。役場におし寄せたのは団体交渉のためであり、鋏はちょうどそこにあつたから指したまでのことであるのに、これを罪に問うとは以つての外だと激昂した。そして検挙を予期したかれらは六尺棒をたずさえてその夜各部落の入り口に立ち、警官の侵入に備えた。まさに戦時態勢である。その夜は何事もなく明けたが、翌日に至り名護警察署をはじめ全県下の警官および消防団員を動員し、大検挙が行なわれた」（『羽地村誌』,1962:380-381）。

この文章は、新聞報道の内容とは正反対のものである。ここで、どちらが「事実」を伝えているのかを問うことに、大きな意味はない。重要なのは、対立関係にある双方の、今ここで起きていることに関する意味構成のあり様である。「嵐山癩療養所設置反対同盟」を弾圧し、保養員設置という沖縄縣の医療行政上の職務を遂行しようとする職務管掌や警察署員に代替される沖縄縣側の論理

と、自分たちのシマに、合意を得ぬまま、権力を用いて、保養院構築を強行しようとする地元村民の沖縄県に対する怒りと憤りという「嵐山癩保養所設置反対同盟」を組織した村民たちの論理の、双方の落差が、新聞記事と『羽地村誌』の間にみえてくる。役場での一連の出来事を「強迫」として理解することと、それを「交渉」として理解することの、コントラストが、ここから浮かびあがる。しかし、そこには、嵐山事件の、もう1人の当事者であるハンセン病患者は不在である。

3-13. 反対運動の鎮圧化

静観を決めたものの、しかし亀島職務管掌の身の危険は終息しなかったため、これを重視して、1932年(昭和7)6月29日、那覇、与那原、糸満の3署から数10名の警官の応援を要請し(要請主体は不明)、那覇検事局・中園検事も名護に急行した。1932年7月1日付の『大阪朝日新聞(鹿児島・沖縄版)』は、これらの件について、「三署から数十名の警察官急行 羽地村の癩保養院反対運動 いよ、悪化す」と題する下記の記事を掲載した。

【那覇】羽地癩保養院問題は村長職務管掌の任命で停滞せる同村の事務は円滑に行くものと見られてゐたが、あくまで設置反対を叫んでゐる村民は亀島管掌村長に宿を貸さず、やむなく名護町の旅館の一室より自動車で役場に出勤する状態であるが、頻々脅迫がましき態度があり且つ決議文などを突つけ亀島氏の身辺危険に瀕してゐるやの噂があるので、つひに警察部当局でも捨て置かれず、上間県保安課長は金城警部補以下を従へ二十九日午後四時過ぎ自動車で急行、更に十一時には那覇、与那原、糸満三署より数十名の警官が六台の自動車に分乗し羽地村に急行したが、那覇検事局の中園検事も事態を重視し自動車で名護町に急行した。同問題はますます悪化する模様で頗る憂慮されてゐる」(『名護市史・資料編3 戦前新聞集成2』:195-196)

これ以降の事態の経過は、新聞記事がなく、詳らかではないが、「嵐山癩保養所設置反対同盟」の親川登喜会長はじめ9名を検挙、その他計15名を起訴した。1932年7月6日付の『大阪朝日新聞(鹿児島・沖縄版)』は、この件について、「十五名の起訴で一段落 癩保養院反対の渦 職務管掌襲撃事件」と題する下記の記事を掲載した。

【那覇】羽地村嵐山の村長職務管掌襲撃事件は遂に親川前村長ほか九名検挙され、名護署に留置嚴重取調中であるが、更に中園、林両検事は同村大城孫吉ほか四名を暴力行為公務執行妨害罪で起訴、予審を求めた。同事件は合計十五名の起訴で一段落をつげたので、両検事は五日名護署を引揚げることになったが、森予審判事は岸本旅館に陣取り起訴された十五名に対し順次拘留訊問を行なひ、同日全部の身柄を刑務所に送ることになった。(『名護市史・資料編3 戦前新聞集成2』:196)。

逮捕者は出たものの、沖縄県は、嵐山での「保養院」建設を放棄したので、「嵐山癩保養所反対同盟」は「勝利」を収めたことになった。各字誌での「嵐山事件」に関する記述は、こうした意味の文章で終わっている。『羽地村誌』によると、新聞報道とは異なり、100余名が拘留され、数日間にわたる取り調べの結果、親川登喜(川上)、喜納豪秀(真喜屋)、喜納真栄(仲尾次)、上地一史(仲尾次)、宮城清一(田井等)、松川清湧(仲尾次)、島袋善吉(稲嶺)、照屋民治(田井等)、金城源昌(仲尾)、玉城清平・松川清徳・大城孫吉・金城喜一(呉我)、松川源傑・松田清永(古我知)の15名が起訴され、「昭和七年旧五月二十九日から七十五日間」那覇刑務所に拘留された(『羽地村誌』,1962:381-382)。彼らは「未決監」であったため、面会や差し入れが認められたため、羽地村では彼らのための「後援会」が組織され、毎日かわるがわる慰問がなされたという(『羽地村誌』,1962:383)。彼らの弁護は、花城永渡弁護士と、「三共同盟」や大宜味村政革新運動を支援し

複数の「嵐山事件」

た仲井真宗一弁護士が引きうけた。裁判の結果、「暴力行為等処罰に関する法律違反および公務執行妨害」という罪名で、上地一史が懲役4ヶ月、宮城清一が同4ヶ月、照屋民治が同2ヶ月の判決が下された。釈放された12名のうち、3人は無罪、他の9名は執行猶予の判決であり、「嵐山癩保養所反対同盟」の長について湧川登喜は、無罪であった。これら15名は、「嵐山十五人男」として、英雄視された。

3-14. 「嵐山事件」後の羽地村

反対運動の主要メンバーの検挙・起訴ことにより、「嵐山事件」は、表向きには鎮圧された。1932年7月17日付の『大阪朝日新聞(鹿児島・沖縄版)』は、「平静に帰した村 癩保養院設置反対運動治る」と題する下記の記事を掲載した。

「【那覇】最高幹部の検挙、刑務所送りで下火になった羽地村嵐山の癩保養院設置反対運動は漸くをさまり村も平静に帰したので、名護署では更に第二段の取調べとして先に保養院の工事妨害をなした青年等をよび出し秘密裡に取調べをすゝめてある模様であるが、設置反対同盟クラブは近く解散することになってゐる」。(『名護市史・資料編3 戦前新聞集成2』:197-198)

しかし、鎮圧後の1932年10月9日付の『大阪朝日新聞(鹿児島・沖縄版)』に掲載された「依然として反対運動 嵐山癩保養院問題」と題する下記の新聞記事は、反対運動が完全に収束していないことを示している。

「【那覇】村理事者の収監などで表面鳴を静めたかの観があった羽地村嵐山癩保養院問題は依然として反対気分濃厚で、各代表者は極秘裡に会合し所期の目的を貫徹すべく寄々協議をすゝめてあるが、数日前から羽地旅館に臨時事務署を設け隣村今帰仁村の有志と会合しつゝあり。三万九千円の土木事業費を棒に振っても設置反対に邁進することに決し、代表三名はさらに県

に出頭、陳情書を提出した。なほ県外の同村出身乃至今帰仁、本村民会よりも続々反対声名が送られ氣勢をあげてゐるが、その成行きは頗る注目されてゐる」(『名護市史・資料編3 戦前新聞集成2』:200-201)。

さらに、1934年(昭和9)11月中旬に至っても、一度解体された羽地村の行政上の秩序は、修復されなかった。この点は、1934年11月20日付の『大阪朝日新聞(鹿児島・沖縄版)』に掲載された「紛糾の癩保養院問題 村議の選挙に一人も投票せず 道路補助金も棒に振る騒ぎ 羽地村民旋毛をまく」と題する下記の記事に、確認できる。

「【那覇】癩保養院問題で極度に旋毛をまげ県と睨み合ひを続けてゐる羽地村では、二回も村会議員選挙を執行したが、投票期日にたった一人も投票せず、時局匡救土木事業中村会の寄附の議決をしなければならぬ道路改修補助金までも棒にふるといふ執拗な反対を継続して来たが、多数村民間ではこの道路改修工事を希望するもの多数あり、村会成立せずとも道路改修補助は交付されたき旨県に陳情することゝなり、代表者が十九日出発することになった」(『名護市史・資料編3 戦前新聞集成2』:201)。

嵐山事件に関わる現存の資料は、管見の限り、この新聞記事で終わっているのではないが、本節の目的は、一応、上記で果されたものとする。

註

(1) 沖縄県会が嵐山事件を取りあげた資料は、嵐山事件が鎮圧された1933年(昭和8)1月17日の「第四五回沖縄縣会」のもののみが残されているようだが、同縣会で「沖縄救済論」の旗手の一人である湧川聾人の発言の速記録が次のように残されている。

「……其のちっばけな小さい少しの癩患者を收容する為に一万三千の羽地村民、一万七千の今帰村民の反感を買って居る、話に

聞きましたら、縣当局は最初名護町に此癩收容所を置うとして居られたそうだが、名護町には縣會議員が居る、又他の有志も澤山居る、さうして反對されて壓力の弱い一人の縣會議員も出して居ない羽地村に持つて行つたさうであります、不幸にして羽地村からは一人の縣會議員も出て居ない、御隣の今歸仁村からも一人の縣會議員も出て居ない、兩村三万の人口を有して一人の縣會議員も出さないから縣当局の目から見ると極めて壓力の弱い村であります、そこへ持つて行こうとして騒動を惹起して居る、縣当局の言分を拝見して見ると、羽地は收容上の便利があると仰つて居るやうですけれども、縣当局は別に如何程の候補地を探されたか、又、縣当局は言を為して化学上に伝染しないことを保証して十分の設備を為すと仰しやるが、其十分の設備が分らん、縣当局が仰しやるやうにあの癩菌は殆ど接觸傳染である、接觸せなければ宜い、体内を黴菌が離れると同時に死滅する、だから顕微鏡下に於ても幾多黴菌を見ることは出来ない、直に死ぬ、だからそんな必要はないと仰しやいますが、若しさう云う確信がある、ならば縣当局は種痘を自分の子供に植え付けた【ジェンナー】見たやうに自分の身体に其黴菌を刷り込んで見られる勇氣があるかどうか、私は若し一万三千の村民の自治權を放棄して迄戦ふ其有様を見ては、若し遂行さるゝとしたならばそれだけのことはされないといかんと思つて居ります」（『沖繩縣議會史 第五卷 資料編2』:364）。

現在、手許にある資料から事の真偽を一概に判断することはできないが、沖繩縣は保養院の建設するために代議士のいない地域を取って選定したのではないか、という疑義が、嵐山事件鎮圧の約半年後に開催された縣会で質されたことになる。しかし、この疑義の本質的な問題点は、保養院建設予定地の選定に

際して、沖繩縣側はどれだけの労力をさいたのか、という点であろう。この点は、『羽地村誌』での反対陳情理由(3)にある「保養地としては他に適地があること」（『羽地村誌』,1962:377）と、呼応する。

- (2)但し、『羽地村誌』には、開催日時が不明であるが、以下の記述がある。

「昭和6年□月村民大会が字仲尾次事務所で開催され、約七千人の村民が集って氣勢を挙げた。来会者七千といえは村人口の過半数で、幼少者を除く全村民を網羅している。この挙村の意志表示に対しても当局は反省しようとはせず、工事は着々と進められて行つた」（『羽地村誌』,1962:378）。

これまでみてきた事件の経過からすると、羽地村仲尾次事務所で開催されたこの村民大会は、同村の沖繩縣の陳情が進まなかったことへの対応策と考えることができる。この点を踏まえると、この村民大会は、1931年(昭和6)5月26日以降の出来事と推察されるが、これだけ大規模な組織行動がこの時点で開催可能であったのか、疑わしい面もある。この点を踏まえると、この件は1932年(昭和7)に入ってからのものであると推察され、記載者の誤記ないし記憶違いといったことも、考えられる。

- (3)但し、山城によると、「昭和六年八月の始め頃は、毎日の如く嵐山の事が新聞に載っていた」と記載している。この点を踏まえると、『琉球新報』等、当時の新聞記事の検索を試みなければならぬ。因みに、『沖繩市史 第八卷 資料編7・上』（沖繩市史編集委員会編,1986:20-21）によると、「嵐山事件」が起きた1931年から1932年にかけて、現在残存しているとおもわれる新聞記事は、一部欠落はあるものの昭和4年8月から昭和6年7月までの「琉球新報」、および一部欠落はあるものの昭和7年1月から6月までの「沖繩朝日新聞」が、それぞれ「名護市立博物館」に所蔵されているとのことである。
- (4)この委嘱は、『羽地村誌』その他に記載された

複数の「嵐山事件」

「青年部副部長」と齟齬を来す。

- (5) 「本土」の出移先での社会運動の展開については(富山,1990)(安仁屋・仲地,1973:673ff)が詳しい。また、沖縄の社会主義運動と「嵐山事件」の関連については(浦崎,1983)の論及がある。
- (6) 因みに、ここで登場する山元名護署長は、青木恵哉と知己になった。嵐山事件鎮圧後に散乱する工事現場の資材を貰うけること、そして「失明や足の不自由なために乞食さえできない病友たちの生活救護方」(青木,1972:209)の申請を、文書により事務的に処理してしまうであろう縣ではなく、警察を通して、実現させるため、青木は、山本名護署長(青木の著書では、「山元」ではなく「山本」と記されている)の官舎を、「三日ないし四日おきに八十回以上も通っただろうか」と述懐している(青木,1972:211)。初対面時は、「いかめしい警察官を想像していたが……意外に優しく、わたしの話を熱心に聞いた後、努力してみようと約束されたばかりでなく、県民の一人としてわたしの病友伝道に感謝し、慰めと励ましの言葉まで下さった」と、ある(青木,1972:210)。そして、訪問を重ねるうちに、「はじめはもっぱら聞き手であった署長も、後には私たちの側に立って共にいろいろ案を練られたものである」と青木は述懐している(青木,1972:211)。その案の1つは、青木の購入した「大堂原の見取図」の「作製」であった(青木,1972:211)。如何に青木恵哉が山本名護署長を信頼していたか、その深さが思い知れる。

4. 「嵐山事件」の複数性

これまで、新聞記事を中心に、「嵐山事件」の経過と結末をみてきた。前節で示したように、「嵐山事件」の端緒は、ハンセン病療養所の建設反対にある。その限りにおいて、この事件の構図は、療養所建設反対という地元住民の利害関心と、医療行政上、療養所を構築しなければならなかつ

た沖縄県の利害関心の衝突とみることができる。しかし、他方で、この事件はハンセン病問題の一環として発生したにもかかわらず、もう1人の当事者であったハンセン病罹患者たちの頭ごしに、この事件は展開された。

療養所建設反対という地元住民の利害関心は、ハンセン病に対する偏見と差別の意識を反映させたハンセン病罹患者の排斥とみる解釈も可能かもしれないが、果たしてそのように断定することができるのだろうか。本節では、この件について、「嵐山癩保養所反対同盟」と「大宜味村政革新同盟」の連帯・共闘の背景にあったもの、「嵐山癩保養所反対同盟」は、必ずしも差別・偏見に基づくハンセン病療養所建設反対を目的とするハンセン病罹患者の排斥運動団体ではなかった位相、そしてハンセン病罹患者からみた「嵐山事件」を、それぞれ照射し、同事件がハンセン病への偏見・差別に基づく保養院排斥運動には還元されない複数性をもつことを明らかにしたい。

4-1. 「嵐山事件」と大宜味村政革新運動

「嵐山事件」が、沖縄縣下では未曾有の大事件になったのは、「嵐山癩保養所反対同盟」の組織力によるところが大きい。おそらく、「嵐山事件」は、「嵐山癩保養所反対同盟」と「大宜味村政革新同盟」との連帯がなければ、上述の組織だった運動はなしえなかったはずである。では、両者が連帯関係を形成した接点とは、何にあったのだろうか。

両者に共闘が成立する以前、即ち「嵐山事件」が起きる以前の羽地と大宜味との間には、羽地に対する大宜味の、「嵐山事件」への無関心の態度があった。大宜味のこのスタンスは、ハンセン病療養所の問題に起因する。この点について、山城善光の言(山城,1975:209-210)を再掲しよう。

「当初私は同問題[嵐山事件]については何の関心も無かった。否むしろ敬遠していた。というのは、この問題は地元民が反対するのは極めて当然で、その気持ちもよく分かるが、反対に患

者の立場や、癩病の社会的影響を勘案した場合、たとえ反対があるとしても、結局は何処かに設置しなければならない施設だから、隣村ではあるけれども黙っていた方がよいと考えていたからである。このような気持は私のみならず、大宜味の殆どの人が持っていた。従って私が帰郷した頃は嵐山事件の羽地村民を応援しようとする動きはなかった」(山城,1975:209-210)。

この表現には、自分のシマにハンセン病療養所を持ってこられては困るということ、即ちもし羽地に療養所ができれば、大宜味には建つことはなくなるので、羽地で建てればよいという理由から、「嵐山事件」に対して無関心というスタンスをとるという大宜味の利害関心が示されている。しかし、ハンセン病療養所の問題では利害を異にするにも拘らず、2つの同盟は連帯を結んだ。双方は、如何なる平面で出会ったのだろうか。

「互いに交流し、友好を深めている内に、羽地の闘いも唯単なる局地的な特殊な闘いとして見逃すべきものではなく、権力圧制に対する人民の闘いだという性格が理解出来るようになって来た。結局嵐山事件も人民の連帯性において闘いとられるべき性質の運動であると規程されるようになった。しかし私達幹部と尖鋭的成年層には容易に理解されたが、一般大衆にはなかなか受容れて貰えなかった。『若し大宜味の青年が、羽地に行って嵐山に設置する事に反対したら、それでは大宜味に持って行けと言われたらどうするか』という極めて素朴な不安があったからである。事実私達が男女青年を羽地に動員した当初は、一般大衆から相当の抵抗を受けた。私は親戚の大先輩に呼びつけられて、右のような趣旨で強くさとされた事もあった」(山城,1975:210-211)。

この山城の表現から明らかなように、両者の接点は、ハンセン病療養所の構築反対という点にあるのではなく、嵐山でのハンセン病療養所の構築

を強行した沖縄縣に対する対向という点にある、とみることができる。ハンセン病療養所の問題に関わるシマの利害を乗り越え、大宜味と羽地を代表する2つの同盟が連帯し共闘したのは、〈権力圧制に対する人民の闘い〉という問題を共有しあうからである。そこにおいて、ハンセン病療養所の問題は、本質的な問題ではなくなる。少なくとも、このような発想をとらなければ、両者の連帯・共闘は、成立しなかったのではないだろうか¹¹⁾。

両者の連帯・共闘は、ハンセン病療養所の問題の捨象を前提とする平面上に成立する。この点を換言すると、次のようにも解釈できるであろう。沖縄縣による〈権力圧制〉と対向する点において「嵐山癩保養所反対同盟」が、「大宜味村政革新同盟」と共闘関係を結ぶことができたのであるから、それが当初抱えていたハンセン病療養所建設反対という利害関心は、沖縄縣による〈権力圧制〉という利害関心に読み替えられてしまう可能性を手にしてしまった、と。これは、問題の拡散である。この拡散は、「嵐山癩保養所反対同盟」は大衆運動を組織した限りにおいて招く必然的な帰結であったのかもしれない。というのも、極端にいえば、ハンセン病療養所の問題にも「権力圧制」にも関心のない人たちも、運動へ動員されてしまうからである。

この点は後述するとして、ここで指摘できることは、沖縄縣や村という公的権力と対峙する限り、「大宜味村政革新同盟」と連帯した「嵐山癩保養所反対同盟」もまた、当時の沖縄縣政の革新運動という性格を担っていたという点である。当時の新聞記事も示すように、「嵐山事件」で対峙したのは地元住民と沖縄縣であり、そこにハンセン病罹患者は不在であった。「嵐山事件」は、沖縄縣という「権力圧制」に対峙したからこそ、この事件で起訴された15名は「嵐山十五人男」として英雄視されているのではないだろうか。

4-2. 「嵐山事件」のもう1つの位相—〈理解者〉の存在—

「嵐山癩保養所反対同盟」は、実行部隊として

「青年部」を組織した。後に「沖縄タイムス社」を創設した屋我地出身の土地一史は、その「副部長」を努めた。彼は、自著で言明しなかったが、「嵐山事件」に関与した動機を、沖縄にハンセン病療養所は必要であるが、嵐山という辺鄙な場所に、少ない予算で、ハンセン病の療養所建設を持ち出した沖縄縣の無計画さに反対したと、語っていた。彼のこの言は、愛楽園入園者たちの「語り草」になっている(花城,1974:108-109)。この「語り」²⁴は、上原信雄編集による『沖縄救済史』に掲載された徳田祐弼による「21.嵐山事件(昭和7年3月)」に引用されている(上原,1964:87ff)。

「癩療養所を早急に建設することについては、私は、むしろ賛成であったのである。屋我地島(現在の愛楽園の所在地)は私の故郷でもあり、従って親せき知己も多数おり、癩療養所を屋我地に極力誘致すべく私は村の有志などと相計ったものである。嵐山に設置反対した理由は、何といっても予算の関係もさることながら、第一に場所が非常に適切でなかったのである。第二は、嵐山に療養所が建設されることを逸早く知った一部の政治家達の陰謀で、当時の土地代1銭3厘が一躍1円にまで騰貴したということを知り、その一部の陰謀に黙しがたく敢えて反対を唱えたのである」(上原,1964:86-87)。

残念ながら、この「語り」の出典は明かにされてはいない。徳田は、さらに『愛楽誌』に「山城善光 山原の火・嵐山事件を読んで」と題するエッセイを、上記の文章を執筆した後に認めている(徳田,1976)。出典不明ゆえ、現在なしうる万全を期すために、そこで引かれた「語り」の文章も掲げておこう。

「三ヶ町の水源地にライ療養所建てる県当局の無謀と当時の地価坪一銭三厘だったのを一躍一円に吊り上げて暗躍する政治家に対して止むなく反対運動に立ち上がった。そして現在の愛楽園の所在地屋我地大堂原は私の郷里でもあり、

親戚知己も多数おり、農民の土地を取られる苦痛は、むしろ嵐山より屋我地の方が個人的には利害関係が、深かったが、私はライ療養所を屋我地に誘致すべく、有志などと相諮ったのである」(徳田,1976:52)。

この言明にみる土地一史の利害関心は、青木の利害関心と呼応する。1932年(昭和7)12月24日、後に愛楽園初代事務長として赴任した長島愛生園の宮川量が、青木との縁あって、訪沖した際、彼を伴い青木は初めて嵐山に登ったが、そこが療養所として不適當な地であることを知った。

「さてわたしも初めてなので、屋我地の平永さんの道案内で出かけたのであるが、現場に到着し……驚いた。ライ療養所として実に不適當なところである。……療養所としては零点である。交通は不便、麓まで行かなくては水もない。……あんな木造建など沖縄名物の台風の前にはひとたまりもあるまい。当局は衛生面だけを考慮に入れて、病者はどこでもよいから隔離しておきさえすればよいという腹だったのだろうか。それにしても管理に当たる職員の不便はどうするつもりだったのだろう。とにかく大変なところである。わたしはようこそ当局は失敗したと思ひ、また騒動を起こした民衆に感謝した。宮川氏は現場に着かぬうちからその不便さを指摘して県当局は無謀だったと感嘆しておられたほどだった」(青木,1972:207-208)。

実際に嵐山を訪れての青木のこの述懐は、保養院に関する予算の問題および設置場所の不適切さという土地一史の懸念と、呼応する。さらにいうならば、このことは、「保養地としては他に適地があること」という羽地村の昭和6年5月26日の陳情における反対理由にも、重なる。但し、その根拠は、「ハンセン病は伝染病であり、シマの水源地を汚染される」がゆえの反対であり、そこに収容されるハンセン病患者の利害を踏まえてのものではない点が、青木・土地の考えと異なる。さ

らに、他の適地がどこにあるのかということには、触れられていなかったようである。しかし、それはともかく、沖縄県が嵐山での保養院構築を断念したという嵐山事件の帰結は、結果的に、ハンセン病患者たちに、歓迎される帰結となった。たしかに、青木をはじめとする当時の沖縄のハンセン病患者にとって、保養院の構築は望ましいことであり、嵐山事件における沖縄県の勝利を「祈って」はいた。

「この事件はいわば自分たちのことから起こった問題だけに、病友たちはみな戦々恐々のていだった。だがわたしは病友が直接騒動の渦中にあるわけではなかったから、多少の身の不安を感じながらも伝道の仕事は休まず、日常通り各地の病友訪問をつづけるとともに、ひたすら当局の勝利を祈りつつことの成行を観察した」(青木,1972:208)。

しかし、前掲の青木の文章にあるように、「わたしはようこそ当局は失敗したと思い、また騒動を起こした民衆に感謝した」ということになる。この点で、嵐山事件は、必然的な帰結を示したということができよう。

「だが考えてみると嵐山における当局の失敗は最初からそう運命付けられていたかも知れない。なぜなら彼らは己がその無謀を自ら刈り取ったような気がするからである」(青木,1972:208)。

同様のことを、与那原朝英も、彼独特の皮肉とウイットをこめて、指摘する。

「……言うところの＝選ばれた島＝屋我地に療養所が設置されたこと。逆の見方をすれば、あの不便きわまる嵐山建設に反対してくれたからだといえよう。そういう意味では災いを転じて福となしてくれた嵐山事件の主謀者たち(?)は表彰ものではないだろうか。主謀者を表彰……

とは皮肉にも聞こえるが、いや、ほんとうに感謝しなければならぬことだと思っている」(上原,1983:67-68)。

4-3. 複数の「嵐山事件」

以上のようにみるならば、「嵐山事件」は、単にハンセン病に対する差別・偏見に起因する排斥運動の一環として引き起こされたとい概にいうことはできなくなる。この事件を組織した「嵐山癩保養所反対同盟」の同盟員のなかには、ハンセン病罹患者たちへの配慮という上地一史の「嵐山事件」関与の動機が横たわっていた。

次に、「嵐山事件」は、社会主義運動を踏襲し、大衆運動という運動方針をとった点に留意するならば、そこには特定の利害関心の共有のもとに運動行事を能動的に組織する者と、組織された運動行事に受動的に関与する者が含まれる。しかし、後者は必ずしも前者の利害関心を共有しているとはいえない。従って、後者の内に、ハンセン病罹患者を排斥しようとする利害関心が含まれていた可能性も、また一概に否定することはできない。

この点は、「大宜味村政革新同盟」の、ハンセン病問題としてではなく、権力闘争としての嵐山事件という捉え方、即ち嵐山事件の、ハンセン病問題としての側面を捨象するスタンスに明らかである。そうである以上、「大宜味村政革新同盟」は、「嵐山癩保養所反対同盟」と共闘したものの、しかしそのスタンスは、ハンセン病問題とそれに関わる権力闘争という「嵐山癩保養所反対同盟」の運動のスタンスとは、必ずしも全面的に合致していない。これらの点を勘案すると、「嵐山事件」がハンセン病罹患者の排斥を目的としていたか否かは、一概に断定することはできない。この点で、同事件は両義的である。

ここから、次のような事態が創発してくる。「あの時は何の目的で毎晩羽地に通っているかはよく知りませんでした、兎に角みんなと一緒に歌をうたって歩いて行くのが楽しくて楽しくてなりませんでした」(山城,1975:214)とは、この事件で、大宜味から羽地通いをしていたある女性の

言である。因みに、徳田は、この証言に「啞然とした」と記している(徳田,1976:51)。嵐山事件は大衆闘争であったため、明確な問題意識を持たぬ者までも、沖縄的な地縁のネクサスで組織してしまうことが、ここから指摘できる。あるいは、筆者の聞き取るところによれば、「皆が参加するので、私もあのデモに参加しましたよ。まさか私がこの病気になるなんて……当時は考えたこともなかったですよ」と、笑いを吹きだしつつ昔を振り返り、語ってくれた「愛楽園」入園者もいた。

以上のようにみるならば、「嵐山事件」は一貫してハンセン病排斥という目的のために引き起こされたとは断定できないことになる。しかし、逆に、「嵐山癩保養所反対同盟」は、大衆運動として組織されたが故に、ハンセン病排斥という目的をもって関与した者の存在も、否定できない。両義的な諸位相が内在しているその複数性にこそ、「嵐山事件」の特性があるのではないだろうか。

註

- (1) 但し、このような解釈の背景には、大宜味の「一般大衆」と「大宜味村政革新同盟」の指導者層との間の〈温度差〉があったということも指摘できる。羽地との共闘の背景には、やはり羽地で反対というのなら大宜味に持って行けばよいと言質をとられることを回避しなければならぬが故に、無関心を装うべきであるという大宜味の〈不安〉が横たわっていた。上述の山城の表現からは、この〈不安〉が視える。
- (2) この「語り草」に関して、青木は自著のなかで触れていないのが、不可解な点である。青木と上地の関係については、今後の検討課題である。

5. 「嵐山事件」における対立の構図と

〈もう一つの嵐山事件〉

5-1. 「嵐山事件」における対立の構図

「嵐山事件」には、ハンセン病罹患者の問題を軸に、療養所計画を持ち出した沖縄縣と、それを

持ち出された「嵐山癩保養所反対同盟」および地元住民という3すくみの交錯が横たわっている。当時のハンセン病罹患者の〈自活の場〉を求めての利害関心と、内務省に療養所の設置を促がされた沖縄縣の利害関心は、表面上、一致する。この点で、ハンセン病罹患者と沖縄縣は、「嵐山癩保養所反対同盟」の利害関心に対して、スタンスを同じくする。しかし、この表面上の一致にもかかわらず、〈自活の場〉を求めたハンセン病罹患者と、医療行政上、療養所を設置しなければならなかった沖縄縣とでは、療養所に対する意味づけが異なる。

逆に、ハンセン病罹患者と「嵐山癩保養所反対同盟」は、表面上、利害関心を異にするものの、嵐山に療養所ができなかったことに対しては、共に〈歓迎すべき結末〉に至った。ここから浮上するのは、療養所建設の頓挫を繰り返した沖縄縣政の〈未熟さ〉という問題であろう。しかし、留意すべきは、「廃藩置県」以降の沖縄縣の、生活問題と化した経済問題の重篤さを基調に、生活改善運動による「旧慣」の否定、即ち伝統的生活の否定を経験したシマ人たちの喪失感、こうした伝統の否定に基づく近代化、即ち「沖縄縣」という行政枠組の押し付けによる縣政の混乱、沖縄縣民から知事を選出できなかったこと、医療機関の貧弱さなど、当時の沖縄縣には余りにも問題が多すぎたということができる。

これらを含む沖縄社会のあり様を、デュルケームのいう「拘束的分業 la division du travail contrainte」(Durkheim,1893:367,三六一)として捉えることができる。デュルケームによると、「拘束的分業」とは、「無規制的分業」とともに、アノミックな潮流を生み出す分業(連帯)の逸脱形態の一類型である。彼は「拘束」を以下のように規定する⁽¹⁾。

「拘束は、規制 *reglementation* が、もはや諸々のもの *choses* にふさわしい本性に対応しなくなり、従って習俗 *moeurs* のうちにもはやその根柢をおかず、もっぱら力によって維持される

ときにのみ、はじまる」(Durkheim,1893:370,三六三)。

「純粹に内的な自発性 spontaneities purement internes (1893:369,三六二)を「根拠」に、人々が集合体に規定された規制を自明視するとき、そこに「諸個人の本性と社会諸機能との調和」(Durkheim,1893:369,三六二)という分業の幸福的なあり様が生れる。そこにおいて、「習俗」は、人々が内的に「自発性」を喚起させる媒体となる。しかし、人々がこの規制を自明視できず、内的に「自発性」を喚起させることができない場合、集合体は人々を「力」によって強制的に従わせ、そこに「拘束」が生じる。

当時の沖縄では、「廃藩置県」により、伝統的な「習俗」が政治的に失墜せられ、それにとって代わる新たな規制は、その根拠となる新たな「習俗」をみいだしてはいなかった。ある犯罪行為を「村内法」で裁き、罰を課したことが「犯罪行為」になるといったように、「旧慣」という秩序と〈新たな秩序〉は、しばしば軋轢を起した。「嵐山事件」も大宜味村政革新運動も、シマ人たちの「自発性」を構成できぬまま、〈新たな秩序〉が「拘束」を引き起こし、伝統的な「習俗」であった「旧慣」が次第に失墜していく、社会変動の時期に起きた。

「沖縄縣」という新しい行政システムによる「拘束的分業」の、当時の沖縄社会における一般化は、シマ人たちの、新たな「規制」に対する内的「自発性」の欠如を引き起こした。分業を促がすこの内的な「自発性」により構成された意志のもとで規範的に行為することを行為の〈主意性〉と解するならば、「拘束的分業」は、一時的にせよ、人々に行為の〈主意性〉を喪失させる。ここから帰結するのは、「沖縄縣」という新しい行政システムに対する〈主意性〉を欠落させたシマ人たちの行為様式である。「嵐山事件」の端緒は、合意なしでの、それゆえに極秘裡での、嵐山での工事の強行という沖縄縣の判断と行為にあった。こうした判断と行為は、「沖縄縣」という新しい

行政システムが、シマ人たちの行為の〈主意性〉を引き出していなかったがゆえに生じた〈拘束的現実〉とみることができよう。そして、沖縄縣のこうした拘束的な判断や行為が、地元住民の反対運動を引き出したのであるから、この反対運動は、沖縄縣という公的権力による「拘束」との自発的対峙ということになる。候補地があがる度ごとに各地で展開された激しい療養所建設反対運動は、その構築の必要性という沖縄縣の、ひいてはシマ人の福利厚生上の利害関心に対する〈主意性〉の欠如がもたらしたもの、とみることできるかもしれない。そして、こうした拘束的現実のなかから、ハンセン病患者の〈社会的放置〉という事態が開かれていった。

ハンセン病患者は、当時の沖縄社会に一般化された〈拘束的現実〉に、巻き込まれてしまった。シマの「隔離所」に行くことによりシマから放置され、さらに医療行政という点でも沖縄縣から放置された、二重の〈社会的放置〉とでもいうべき境遇を、当時のハンセン病患者たちは強いられたことになる。

5-2. 〈もう1つの嵐山事件〉

ハンセン病患者のこの二重の社会的放置が露骨に現れたのは、「嵐山事件」以降のことである。「嵐山事件」において対峙したのは、地元住民と沖縄縣であり、そこにハンセン病患者が実際に介入することはなかった。しかし、この事件以降、ハンセン病患者と地元住民は、屋部、安和、屋我地・済井出での直接的対峙に遭い、暴力的な迫害を余儀なくされた(中村,2003)。それは、〈自活の地〉を求めて、シマの定めた「隔離所」を離れてハンセン病患者を引き連れ、さ迷う青木患哉の活動に起因するが、それはまた「嵐山事件」に勝利した地元住民たちが採った象徴的な行為様式である。この点で、「嵐山事件」は、ハンセン病患者たちを、以前とは異なる社会的境遇に追いやった。しかし、青木は、沖縄縣に期待するのではなく、罹患者たちで活路を開くべく1つの策略を画策する。1933年(昭和8)12月、患者を事件後

の嵐山に登らせ、衆目をそこに引きつけた際に、彼は、後の愛楽園となる屋我地・大堂原の自ら購入した土地に上陸した。当初は地元住民による迫害を受けたが、ここに療養所ができるときには反対をしないというシマ人からの言質をとり、この条件と引き換えに青木恵哉たちは、大堂原から、一時的に退去した。そして、ここが、沖縄本島で最初のハンセン病患者たちの公的なく自活の地となった。これは、青木恵哉にとっての、そして当時のハンセン病患者たちにとってのくもう1つの嵐山事件といえよう。青木のこの策略もまた、「嵐山事件」の轍を踏まえてのものであろう。「嵐山事件」は、当時のハンセン病問題の大きな転換点になったということだけは、確かなようである⁽²⁾。

註

- (1) 以下の訳文は、必ずしも邦訳と一致しない。
- (2) 本稿を準備中の2006年9月に「愛楽園」を訪れた折、長らく御世話になっているある入園者に本稿の構想を簡単に説明したら、「すべては、あのムシロ旗から始まった」と語られた。体調が優れなかったためか、対話はこの一言で途切れ、しばし沈黙の時間があった。この方から「あのムシロ旗」の含意についての語りはいただけなかったが、その含意は、同時の沖縄社会と沖縄のハンセン病罹患者たちの、さらには沖縄県の、苦境と混乱を象徴するものではなかったか。これが、該問題に対する本稿の暫定的な結論である。

参考文献

- 青木恵哉(1972)『選ばれた島』新教出版
- 安仁屋政昭・仲地哲夫(1973)「慢性的不況と県経済の再編」、琉球政府編『沖縄県史 第3巻各論編2 経済』沖縄県・巖南堂書店刊、所収
- 上原一史 編集委員会編(1964)『上原一史』上原一史を偲ぶ会
- 上原信雄編(1964)『沖縄救癩史』私家版
- 上原信雄編(1983)『阿檀の園の秘話』私家版
- 浦崎康華(1983)「外から見た嵐山事件——逆流の中から——」、上原信雄編『阿檀の園の秘話』私家版、所収
- 大宜味村史編集委員会編(1979)『大宜味村史 通史』大宜味村
- 沖縄県議会事務局編さん(1984)『沖縄県議会史 第四巻 資料編1』沖縄県議会
- 沖縄県議会事務局編さん(1984)『沖縄県議会史 第五巻 資料編2』沖縄県議会
- 沖縄県ハンセン病証言集編集総局編(2006)『沖縄県ハンセン病問題証言集 資料編』愛楽園自治会
- 沖縄市史編集委員会編(1986)『沖縄市史 第八巻 資料編7・上』沖縄市教育委員会・沖縄市立図書館
- 恩河尚(1986)「戦前期の沖縄の新聞」、沖縄市史編集委員会編『沖縄市史 第八巻 資料編7・上』沖縄市教育委員会・沖縄市立図書館、所収
- 我部祖河誌編纂委員会編(1999)『我部祖河誌』我部祖河区
- 川平朝申(1974)『沖縄県庶民史』月刊沖縄社
- 喜如嘉誌編集委員会編(1996)『喜如嘉誌』喜如嘉誌刊行委員会
- 国頭村役場編(1967)『国頭村史』国頭村役場
- 呉我誌編集委員編(1976)『呉我誌』呉我区長・渡久地政夫
- 古我知誌編纂委員会編(1998)『古我知村誌』沖商印刷
- 国立療養所・沖縄・愛楽園入園者自治会編(1980)『命ひたすら——療養の50年——』国立療養所・沖縄・愛楽園入園者自治会
- Durkheim, E. (1893) *De la division du travail social*. Presses universitaires de France. [邦訳 田原音和訳(1971)『社会分業論』青木書店]
- 徳田祐弼(1964)「21.嵐山事件(昭和7年3月)」上原信雄(1964)『沖縄救史』私家版、所収
- 徳田祐弼(1976)「山城善光 山原の火・嵐山事件を読んで」『愛楽誌』51号、沖縄愛楽園
- 富山一郎(1990)『近代日本社会と「沖縄人」』日本経済評論社
- 中村文哉(2003)「沖縄社会の地縁的・血縁的共同

性とハンセン病問題——『愛楽園』開設までの出来事を事例に——」西成彦・原毅彦編『複数の沖縄—ディアスポラから希望へ—』人文書院
 中村文哉(2005a)「沖縄社会の二つの葬祭儀礼——沖縄のハンセン病問題と『特殊葬法』——」『山口県立大学社会福祉学部紀要』第11号、山口県立大学社会福祉学部
 今婦仁村史編纂委員会編(1975)『今婦仁村史』今婦仁村役場
 名護市史編さん委員会編(1985)『名護市史・資料編3 戦前新聞集成・2』名護市役所
 花城真貴編(1974)『銚をうたれた男』私家版
 羽地村誌編纂委員会編(1962)『羽地村誌』羽地村
 比嘉宇太郎(1958→1985)『名護六百年史』沖縄あき書房
 比屋根照夫(1986)「新聞にみる沖縄近代史」、沖縄市史編集委員会編『沖縄市史 第八巻 資料編7・上』沖縄市教育委員会・沖縄市立図書館、所収
 松田清永(1998)「嵐山事件(松田清永の記録から)」古我知誌編纂委員会編『古我知村誌』所収
 宮川量(1977)『飛驒に生まれて(宮川量遺稿集)』新教出版
 山城善光(1975)『山原の火——昭和初期農民闘争の記録——』沖縄タイムス社
 与那原朝英(1983)「嵐山事件と愛楽園」、上原信雄編『阿檀の園の秘話』私家版、所収
 琉球政府編(1973)『沖縄県史 第3巻 各論編2 経済』沖縄県・巖南堂書店刊

SUMMARY

On the Pluralistic Aspects of the Affair of Arashiyama : Social Realities of Hansen's disease in 1930's Okinawa.

Bun'ya NAKAMURA

This paper considers on the affaire of Arashiyama (Arashiyama Jiken) at 1932. Arashiyama where become one of the famous tourist resorts is a small mountain located in northwest of Nago city in Okinawa Island. This

affair took place as a political conflict concerning with the construction of a sanatorium for Hansen's disease between the communities neighboring on and Okinawa prefecture. Though the rate of contraction indicated a high score in 1930's Okinawa, Okinawa prefecture was failed to realize some medical policies for this disease. The increasing uncured patients in many communities were one of the serious social problems in this time. As failed in business to construct a sanatorium in many times, Okinawa prefecture forced to constitute Arashiyama-plan without making an agreement with the communities. This political decision constitutes incipient factors of this affair.

To be sure the affair of Arashiyama seemed to take place by the communities prejudiced and discriminated to Hansen's disease, but pluralistic factors had in; first is influenced to Socialism's solidarity between "the Hanejunion for opposition to sanatorium" and "the political party for Reunion Ohgimi community"; second the perspective to cure patients; third the perspective to patients. The mission of this paper positively clarifies pluralistic aspects of this affair with scientific interpreting the newspapers, some local histories and narrative-documents.